

(令和5年3月定例会 一般質問)

○議長 皆さんに申し上げます。一般質問については、金山町議会運営に関する一般質問における申合せ事項に基づき、一問一答方式により行います。質問者1人に対して、質問、答弁を含め50分以内とし、質問の回数に制限はいたしません。質問者は、通告要旨に基づいて質問してください。したがって、通告要旨にないものは質問できません。答弁者は、質問された具体的な事項にだけ簡潔に明瞭に答弁漏れのないように答弁してください。

順次質問を許します。

(1番目、1番議員、安藤雅朗議員の一般質問)

○1番 私からは大きく2点、一般質問を通告しておきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

1点目、まちづくりは人づくりから。

少子化、高齢化により生産労働人口が減少し続けている日本、ひいては金山町において人的資本という視点を大事にし、町職員及び町民一人一人が持っている力を結集し、公民連携により課題解決に当たる必要があると考えます。人材育成を主眼に置き今後の町政を執行すべきと考え、以下、質問いたします。

1、町職員の人材育成について、過去2回質問しましたが、その後、対策はなされたか。

2、町職員において特に資格職の離職率が高い傾向にあるが、原因を把握しているか。

3つ目、本年1月23日に行われた農業者と農業委員会との意見交換会の場で、「今頑張っている農業者に手厚く支援をしてほしい」という声をどのように予算に反映されたか。

4つ目、町は移住定住を最重要プロジェクトとして掲げていますが、他自治体の成功例を見ると、人を大事にし育てる文化が醸成され施策に反映されています。金山町では次年度予算に若者移住応援事業が計上されていますが、その詳細を伺います。

5つ目、移住定住プロジェクトの中でも、特に地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合は、金山町において効果を上げている事業だと認識していますが、今後、町はどのような姿勢で取り組むのか。

6つ目、公民連携に最も必要なことは、町長自ら動き自発的な風土をつくることが肝要と考えますが、所見を伺います。

大きく2つ目、第三セクターとの関わり方について。

公益性と企業性を併せ持つ第三セクターは、町民サービスの提供や地域活性化等、町が直接実施するよりも機動的、専門的に事業を展開することが期待されています。法令等に基づき設置された監査等によって団体内部でガバナンスのチェックをすることを原則としていますが、町は出資や補助金の交付等による財政的な関与を行っており、法人の経営状況は町の財政や公的サービスの提供に少なからず影響があることから、その関与の在り方について検討をする必要があると考え、以下、質問いたします。

1つ目、金山町においては2社の第三セクターがあるが、それぞれ設立の目的は何だったのか。

2つ目、当該法人への公的支援の考え方はどのように整理されているか。

3つ目、過半数株主である町が第三セクターにこれから期待することは何か。

以上、よろしくお願いします。

○議長 答弁、町長。

○町長 安藤議員の質問にお答えします。

まず、町づくりは人づくりからの質問についてであります。

町職員の人材育成に関する人材育成基本方針の策定については、地方公務員法の一部改正により職員の定年の年齢見直しが行われるなど、雇用期間などの変化に伴い、令和5年度において金山町定員管理計画の見直しを予定しておりますので、併せて人材育成基本方針の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

人事評価における目標設定については、現在、業務評価の中で年度当初に被評価者が個々の業務に関する目標を独自に設定しておりますが、新年度からの目標設定に当たっては、町の総合計画に基づく事項について目標設定を行うこととし、所属長と職員の計画推進に対する意思疎通と業務に対する優先順位の共有化を図ることによって業務の実効性を高め、より効果的な計画の推進につながるよう評価内容を見直したいと考えております。

面談については、現在、業績評価と能力評価を実施中ですので、評価終了後、結果を基に期末面談を行う予定であります。

次に、町職員、特に資格職の離職率が高い傾向に対する原因の把握についてでございますが、離職する際には事前に所属長等が相談を受けておりますので、個別に原因や理由は把握しております。

次に、農業者と農業委員会との意見交換会についてでございますが、意見交換のテーマである町等の農業政策の中で、「農業機械購入事業補助金について、補助額を一律ではなく経営規模に応じた補助額としてほしい」旨や、「一農業者当たりの補助金の通算補助額に限度額を設定しないほしい」などの意見があったと聞いております。

1 2 月定例会においては零細農家の支援についても質問がありました。町内の農地は零細農家も含めた農業者全体で守られていると認識しており、今回の意見交換での要望を踏まえ、農業委員会、農業関係者と協議し、よりよい支援策を打ち出すよう指示をしたところでございます。

今回、令和5年度新年度予算の編成に当たり、小規模な農業者への支援について検討を行いました。新たな制度設計には何分にも時間が不足しており、計上には至りませんでした。今後、農業委員会や関係者と協議を行い、令和6年度予算に向け研究してまいりたいと考えております。

なお、農業者への支援については、昨年と同様の内容で農業機械購入補助金や農業経営支援事業について予算計上をしたところでございます。

次に、令和5年度予算に計上しました若者定住応援事業の詳細についてお答えいたします。

この事業は、町外から町への定住意思を持って移住した若者及び子育て世代を対象に、引っ越し費用や町での新生活を支援することを目的として始めるもので、単身での移住は15万円、2人以上の世帯での移住については25万円の支援を行うものです。また、移住する世帯に18歳以下の扶養者がいる場合は1人につき10万円を加算いたします。

この事業を開始する背景には、既存の金山町移住支援金給付事業は、国・県と連携した事業であることから住所要件や就業要件があり、これまで活用実績がなかったため本事業を立ち上げるものであります。

次に、地域おこし協力隊と特定地域づくり事業協働組合の今後の取組についてでございますが、地域おこし協力隊はこれまで14名を隊員として受け入れております。1名は現在も隊員として活動しておりますが、残り13名のうち9名が町に定住し、各分野でご活躍されております。

特定地域づくり事業協働組合は、令和3年7月に事業を開始し、令和3年度は5名だった派遣職員も現在は9名となり、うち5名が町外からの移住された方です。当組合は町内事業所の人手不足解消だけでなく、町内の雇用の場としても大きな効果があると考えております。

これらの実績から、町ではこの2つを重要な事業と捉えており、令和5年度当初予算でも、協力隊事業については継続する協力隊員を含め6名分の予算を計上するとともに、特定地域づくり事業協働組合についても、派遣職員は1名増の10名を見込んだ予算を計上したところでございます。また、予算措置のみならず、引き続き協力隊員や協働組合との打合せなどを実施し、より充実した活動ができるようにしてまいります。

次に、公民連携についてですが、公民連携は行政と企業、大学等が連携し、企業や大学等のアイデアや技術を取り入れた取組を行うことと理解しております。

金山町は極めて小規模な自治体でマンパワーも限られることから、民間企業や大学等と連携して事業を進めることが重要であると考えており、これまでも福島大学などと連携して事業を行ってきた経過がございます。

本年2月から官民連携プラットフォーム・自治体CONNECTに登録をしました。これはウェブサイト内に町の課題を掲載し、関心のある企業からの提案などを受け、課題解決のための事業実施を目指す試みであります。新年度は、東京大学が行う東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラムに選定され、東京大学の学生と連携する事業を計画しております。これは、町の課題について学生が調査研究を行い、町にアイデアを上げていただくもので、学生の旅費など一部は大学側が負担することから、大規模な予算の事業ではございませんが、新たな試みとして期待しているところでございます。

これら、企業や大学などからのアイデアを取り入れるとともに、町民が自発的に行う町の活性化に向けた取組についても、地域の魅力向上応援事業や、みんなの只見線応援事業を継続して支援してまいりたいと考えております。

次に、第3セクターの設立目的でございますが、町が出資している事業者は株式会社奥会津金山大自然と株式会社会津かねやまがあります。奥会津金山大自然の設立目的については、設立前の農業受託組織が高齢化等により運営を継続できなくなったことから、それに代わる組織として設立されました。それまで受託していた町内農家の育苗作業や乾燥調製業務だけでなく、高齢などにより耕作ができなくなった水田なども農家に代わって作付することで、農地の有効利用、耕作放棄地発生防止による農村景観の維持などにつなげることが目的であります。

会津かねやまは、財団法人会津かねやま振興公社を前身として平成20年2月に設立された会社で、振興公社の業務を引き継ぎ、公共施設等の管理運営業務、飲食店業務、農林水産物やそれらの加工品の販売や宣伝などを行い、町の観光振興、農林水産物の消費拡大につなげることを目的としております。

奥会津金山大自然の公的支援の考え方についてですが、機械等購入については、農家に代わって水田などの有効活用を図る観点から、法人設立に当たって農地の耕作に必要な農業機械については、町の起債事業による導入を図ってまいりました。現在経営している農地は、優良農地ばかりでなく条件不利地も含まれております。設立目的に沿った農業機械の導入については引き続き支援をしたいと考えております。また、運営費補助についても、設立の目的を達成するために必要な支援は行いたいと考えております。

派遣業務の受託については、受託事業は平成24年度から行っていますが、それまでは町外へ派遣委託をしていた事業について町内事業者が行うことで、町内経済の循環と町内雇用の促進を目的に実施しました。その結果、町内事業所の中で受託できる事業者が奥会津金山大自然のみだったため委託先として選ばれまし

た。

これまでも議員各位より指摘を受けているところでございますが、ほかに町内で受託できる事業者がないため、引き続き奥会津金山大自然へ委託したいと考えております。奥会津金山大自然については、他の農業者などと連携を図りながら町内農地を守る中心的役割を果たし、また若者等の雇用の受皿としての機能を期待しているところであります。

会津かねやまへの町からの支出につきましては、主に各種委託業務に対する委託料と、4つの観光施設に対する指定管理料であります。委託料は観光施設の刈り払いや清掃に対するもので、指定管理施設は活性化センター、フェアリーランドかねやまスキー場、野営場、自然休養村センターの4施設であります。

指定管理料につきましては、毎年前年度末に提出される各施設の指定申請書に基づき、年度当初に締結する年度協定書の中で定めております。施設管理に係る費用負担につきましては、大規模修繕や設備の更新、施設の改装などは町が負担し、施設の点検、検査費用、小規模修繕などは会津かねやまの負担とすることとしております。

会津かねやまにつきましても、引き続き町内観光施設の管理運営を行っていただき、金山町を訪れる観光客の最初の窓口として、また町内農林水産物の消費拡大や雇用確保の場として、町の活性化につなげていただくことを期待しております。

以上です。

○議長 1番、安藤雅朗君。

○1番 では、順次再質問をしてみたいと思います。

まず、1点目と2点目の町職員の人事管理に関する質問からしていきたいと思います。

過去2回、この人材育成については質問をしてみました。この中で、ここに3つ挙げさせていただきましたが、人材育成基本方針の策定、人事評価における目標の設定の仕方、面談の実施、これらは町答弁の中で「研究します」、「大事なことを考えている」などと答弁があった質問です。私が一番最初にこれを質問したとき、2021年6月と記憶しているんですが、この2年間でなぜこの基本方針の策定等をされてこなかったのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 まず、過去2年間、基本方針の策定について策定をしなかったということでございますが、基本方針については努力義務とされており、町のほうで現時点では自治研修センター等を通じながら職員の人材育成を実施しておりますので、その手法をもって人材育成をしていくというような考えでございました。

今回、町長答弁にもありましたように、公務員法の改正等により定年の年齢見

直し、そういったのが行われると。また、定員管理計画、ちょうど新年度において見直しの時期に入ると。そういったところも加味しながら、新年度において基本方針の策定に取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 やっぱり私考えるのは、人事評価制度を導入した段階で、この基本方針の策定だったりとか目標の設定の仕方、面談の実施等は整理されるべきだって考えています。制度を導入する自治研修センターがあって、それに基づいて人材育成をしていくんだというのはいいんですが、やっぱり町独自のこういう人材が必要だからこういう対応の仕方をして、こういう育成をしていくんだと、そういう考え方をまとめられないと、なかなか金山町にとって必要な人材というのは育たないと思いますが、そのあたりはどう考えていますか。

○議長 答弁、町長。

○町長 町職員の人材確保については、一般的には毎年 1 回、定期的に募集要項を作成して一般行政職あるいは資格免許職の募集をするわけです。そういった中で県内町村の統一した試験でもって、まずは 1 次選考を行う。そして、1 次選考の結果によって町村独自に 1 次試験の合格者を確定し 2 次試験に臨む。2 次試験の中ではテーマを与えた作文と、あとは面接を行う。そういった中で人材を確保してきた。

特に一般行政職の部分については、こういった仕事をしたい、ああいった仕事をしたい、それぞれ面接の中で本人の希望等は聞いてございますけれども、最終的な採用、不採用については総合的な面接、作文等を評価しながら決定しているような状況でございます。

面接の中で、やっぱり公務員の職種を理解していただいて、必ずしも本人希望の業務に就いてもらうというわけにはいきませんので、総合的な判断の中で私は人材を確保してきたというような経過がございますので、まずは一番は積極性があること、そして協調性があること、そして人の話を聞くこと、そういった観点に真摯に取り組むことができるのかどうか、そういった部分を確認しながら人材を確保してきた経過がございます。

○議長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 町長答弁 1 回目で、この人材育成基本方針の策定には取り組んでまいりたいという答弁いただきましたが、いつつくるのか、ちょっと教えてください。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 取組については新年度、令和 5 年度になって取組を始めたいというふうに考えております。人材育成そのものは人事評価にもありますように、1 年をかけながら人事評価をしてまいるということでございますので、基本的には令和 5 年度の年内中の完成を目指していきたいというふうに考えております。

○議 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 この基本方針が策定されるということになったのは非常によかったと思いますが、ぜひ、その基本方針が形骸化しないように、しっかりと中身のあるものにしていただきたいと思います。こういった経緯を踏んでつくられるのか教えてください。

○議 長 答弁、総務課長。

○総務課長 人材育成基本方針については、一応、策定に当たって特別に7つの組織をつくって策定するというようなことは考えておりません。原案について他の市町村等の参考事例を研究しながら、その中で総務課において策定し、課長会等の中でその内容についてお話し合いを持ちながら最終的な形にしていくというような策定方法を考えております。

○議 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 さっきも申しましたが、それで本当に金山町に必要な人材を育てる基本方針になるのか、ちょっと疑問です。他町村の事例を踏襲して、それを基に課長会等でもむそうですが、やっぱり基本のベースの基から話し合ったほうがいいんじゃないですか。これは時間をかけてでもいいと思います。そのあたり、考え方、ちょっと整理されたほうがいいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 町でも人材確保ばかりでなくていろんな計画があるわけですが、過去の計画策定の部分、策定した後の部分を見ますと、いわゆる計画倒れというような部分が非常に大きかったというふうに私は認識しておりますので、安藤議員言われますように、それぞれ計画つくる場合には、やはりこの地域の実情に合ったような計画のつくり方、すばらしい計画はできると思いますけれども、果たしてそれが実現可能な計画になるのかどうか、その辺が一番大事なことであるのかなというふうに思いますので、そういった部分も加味しながら、やっぱりほかの町村の計画も当然参考にはなるかと思えます。ただ、まるっきりほかの町村のやつを、言葉は悪いですが丸写しというようなことではなくて、やはり十分その内容を熟知した上での部分の計画にしなければならないというふうに思います。つくったからいいではなくて、やっぱりそれをどのように、これからその計画に沿った行動をするのか、それが一番大事だと思います。

言葉の羅列は可能ではございますけれども、やっぱり一番は本当にどういった気持ちで臨んでいくのか、それを明確にできるような部分の計画づくりにしたいと思えます。

○議 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 やっぱり組織において人材は礎になる部分、一番大事な部分だと私は考えています。ぜひ人を大事にするような基本方針をつくっていただきたいと要望を申し

上げて、ここについては終わります。

次に、面談についての質問に移りたいと思いますが、今、答弁の中では、「評価終了後、結果を基に期末面談を行う予定であります」とありますが、個別に職員の方が目標を立てるわけですが、その目標設定の際と期末だけではなくて期首面談等も必要だと思いますが、その取組について教えてください。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 期首面談については、議員ご指摘のとおりと考えております。新年度からの取組にはなりますが、まず、町の総合計画に基づき各職員が目標を設定していただくと。その目標について所属長とこういった形でその計画に沿った目標を達成していくのか、十分、職員と所属長で面談を行うことによって総合計画の実施につながっていくというふうに考えていますので、新年度においては期首面談という形も実施しながら対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 ぜひ、そのようにお願いします。

続いて、資格職の離職率についての質問です。

結果だけ見ると、残念なことに資格職、派遣されている方も含めて3名の方が退職されるということになってしまいましたが、その資格職の方、やっぱり行政職に不慣れな方もいたと聞いています。初めての行政職務で戸惑う部分も多かったと想像します。

これ、最初の答弁の中で「離職する際には事前に所属長等が相談を受けております」とありますが、やっぱり年度期間中にもそういった面談、相談の機会、必要だったんじゃないかと思いますが、そういった機会はあったんでしょうか。

○議長 長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 今の質問にお答えします。

専門職の方、今年度2名採用になりまして、1名の方は派遣というようなことで3年目でありました。専門職の方とも面談、何月かちょっと忘れてしまいましたが、お話しさせていただいた経過はございます。

○議長 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 この離職のことについて大事なのは、その退職理由を本音で話すことができる信頼関係が職場内で構築できていたかどうかだったと思います。昨年3月議会の質疑の中、6月議会の中でも、「この資格職、ちゃんと定着するように係長を中心にサポートしていく」と答弁をいただいていたと思いますが、しっかりと意思疎通、コミュニケーションが取れていたのか、ちょっと私は疑問があります。

結果として残っていない。様々理由は聞いていると言いますが、私はそれが本音であったわけではないと思います。建前上の理由だったと思います。本当にこれ、結果として残らなかった。今までも残っていない経過があるわけですから、

しっかりそこは反省していただきたいと思います。

ちょっと質問を変えますが、そもそもこの資格職を町で募集している理由を教えてください。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 現在、資格職については金山町においては保健師、保育士、そのほかに看護師、そして社会福祉士と募集してまいりました。その中で特に福祉関係、医療関係、保健関係、そういった業務については、現在、町の高齢化により保健業務の重点化を図りたいということで、特に保健師については一定程度の支援を設けるなど、採用に当たっては対応改善等に努めてまいっております。

その中で、例えば社会福祉士、そして看護師、それについてはいろいろな現場の中の声からもそういった資格を持った人が必要だという声を反映させながら採用したというような経過になります。また、今年の年度末頃にプラスアルファで管理栄養士等についても今後の高齢者対策として必要であるということで、臨時的に募集をしたというような経緯がございます。

以上です。

○議長 1番、安藤雅朗君。

○1番 今お聞きしたその理由が、残念ながら現場レベルで共有できていなかったんじゃないかと。なぜ保健師あるいは看護師、社会福祉士の方が必要だったのかというのは、現場の職員レベルで共有できていなかったんじゃないかと私は思います。まず、そこの徹底からだとは私は思います。

町職員の人事管理、今、言ってしまうと穴の空いたバケツに水を注いでいるような状態だと思いますので、そこの根本的な原因、そこを直さなければ人材は定着しないと考えますが、町長、この現状をどのように受け止めていますか。

○議長 答弁、町長。

○町長 資格職の確保ばかりでなくて一般行政職の人材確保も、なかなか思うように確保できない現状がございます。一般職は広く行政一般の職務に当たっていただく。あと、それぞれ資格免許職については、それぞれの資格免許に基づいた専門的な知識の人を配置しながら、町民の福祉と健康、保健を守っていくには、そういった資格を持った専門的に勉強してきた人材の確保が必要だと。それによって町民が日常生活を過ごす上で安心して過ごすことができると。当然そういったサービスは我々はしていかなければならないというふうに考えております。

そういった中で、現在までも資格免許職の職員の確保については、それぞれ担当する課の充実感はもちろんでございますけれども、広く私としては町民生活を守る中で、課、係のそういった人材確保の声がなくても、私として、やっぱり町民生活を守る上では、そういった資格免許職の職員が必要だということになれば、それは現場の声も大事ではございますけれども、むしろそういった対応も私

はするべきだというふうに思います。

そして、なお、先ほど総務課長の答弁の中で、いろいろな資格免許職の職種の話ありましたけれども、そういった部分については議会の中でも再三質問をいただいているような状況もございますので、これからも定期的な採用、募集ばかりでなくて、随時そういった部分については人材確保に当たっていかなければならないというふうに私は思います。

なかなか今年度末の退職者も多いわけですが、それに補充すべき人材の確保も容易でない状況もございますので、新年度に入りましたらば、やっぱりいろんな手法はあると思います。随時募集を常にかけていくとか、そういったこともございますので、そういったことで私は必要な資格免許職の職員確保、あと一般行政職員の確保についても、それぞれ町民サービス低下にならないように精いっぱい確保について努力してまいりたいという考えでございます。

○議 長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 募集されるのは結構だと思いますし必要なことだと私も認識していますが、定着していない現状をどう把握していて、どう変えていかれるのかということをお聞きしたので、もう一度答弁をお願いします。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 最終的な面接には私も面接官として立ち会って、それぞれ金山に住んで金山の役場で仕事をしたいというすごい決意は表明されます。しかしながら残念なことに、そういったいろんな金山に対する思いを熱く語っていただく応募者がいるわけですが、その後の部分については、その部分がちょっと薄れてきているというような部分を私は感じております。大変残念なことではございます。

ただ、やはりこれからは以前の職員の正職員にするに当たっての雇用形態は違っております。ちょっと古い話になりますが、我々の頃は、まずは臨時職員で働いて、そういった中で補助的な仕事を覚えながら採用試験を受けて職員に採用してもらったという部分はございますが、ここ十数年の傾向としては、行政改革が進んだり合併行政が進んだりした中で、大変職員の削減が進んだわけです。そうしますと、新規採用になった職員が、いきなり補助的な仕事でなくて一人前の仕事を預けられると、預けざるを得ないというような状況が正直なところあります。

そういった中で、やはり本人の職務に対する熱意もございますけれども、あとは自分の係内の係長、課長、管理職のサポート体制、これが非常に重要になる。これからもやはりそういった部分を注意しながらやっていかないと、なかなか大変ではないのかなというふうに私は感じておりますので、やはり一番はそういったサポートする部分が不足していたのかなという反省はございます。

ですから、今後はせっかく確保した人材ですので、やっぱり係内こぞって、課内こぞってサポートをしながら育てていくというような気持ちで、全職員にそれ

はお話をしたいというふうに私は考えています。

○議長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 ぜひ、最後の答弁が非常に大事な部分だったと思いますので、その部分、本当にお願いしたいと思います。

時間もなくなってきたので、じゃ、すみません、飛びますが、この大きい1 番の中の6 番目の公民連携に最も必要なことは町長自ら動きの質問に入りたいと思います。

町長答弁で答えていただいたのは、公民連携の部分はしっかり答えていただきました。私聞きたかったのは、こういった自発的な風土をつくっていくには、町長が率先して動くことが必要じゃないですかということをお尋ねしたかったもので、地方創生、元気な地域をつくっていくためには、これまでの旧態依然とした役場仕事、行政から脱皮して、挑戦する組織に変わっていかなければ生き残れないと私は認識していますが、そのあたりの町長の考えはいかがでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 議員おっしゃるとおりでございます。言葉は違いますが、私は常々、今与えられた仕事だけではしょうがないよ、総合計画なりいろんな各種計画あるわけですから、そういった目標に向かって、あらゆる事業の情報を収集しながら取り組んでいく進取の気持ちを持っていただかないと困るということは、私、常々課長会を通して言っていることではございますけれども、今後は機会あったときにそういった部分を、ただ与えられた仕事を漫然と過ごすだけでは全然発展性がございませんので、同じ仕事をするにしても、もう少し効率よくやる方法はないとか、プラスアルファするような気持ちで仕事に取り組んでいただくというようなことも私は非常に大事であると思っていますので、議員おっしゃるような挑戦する気持ち、これは絶対必要だというふうに私は思っています。

○議長 1 番、安藤雅朗君。

○1 番 そういった組織をつくっていくには、やっぱりリーダーシップを発揮していただいて、町長が先頭に立ってそういった姿勢を見せる。それを見て職員がそれを受けて、じゃ俺も私も挑戦してみようという気持ちになるんだと思いますが、そのあたりの覚悟をお聞かせください。

○議長 答弁、町長。

○町長 リーダーシップを取って町長がそういう気持ちになれば、じゃ職員もやってみるかという、そうではなくて、一から十まで町長に、こういう仕事に取り組んでくれとか、ああいう仕事に取り組んでくれと言われる前に、私は職員のほうから自ら取り組むような気持ちも必要だというふうに思っています。

ですが、安藤議員言われたように、やはりいろんな情報収集、私も結構、町外、県外に出る機会ありますから、そういった部分での情報を収集しながら、それを

持ち帰って職員等に、関係する部局に、そういった取組はどうだというような部分は非常に必要だというふうに思っています。

なお、蛇足になりますけれども、来年度の当初予算の中には、職員にもちょっと町外に目を向けてもらう、研修していただくための研修旅費も確保しているというような措置もしておりますので、そういった取組も進めてまいります。

○議長 1番、安藤雅朗君。

○1番 2点目の第三セクターの質問に入りたいと思います。

令和5年度も奥会津金山大自然に対して業務委託をするというお話でしたが、その業務委託で総額幾らになるか、教えてください。

○議長 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長 ご質問にお答えします。

奥会津金山大自然、大変失礼しました。

(「休議お願いします」の声)

○議長 暫時休議します。(午後1時50分)

○議長 会議を再開いたします。(午後1時52分)

答弁、総務課長。

○総務課長 奥会津金山大自然に対する業務委託の経費について申し上げます。

まず、登記事務に関して591万4,000円の予算です。それから、学校関係の給食業務については4,865万5,000円、それから保育所に関する業務として給食ですが422万4,000円、合計で5,879万3,000円という予算を措置しております。

○議長 1番、安藤雅朗君。

○1番 給食清掃業務について言いますが、非常に多額になっています。昨年の予算審議の際、見積りを取ると町長答弁されていますが、他社から見積り等は取ったのでしょうか、教えてください。

○議長 答弁、教育次長。

○教育次長 他社からの見積りは取っておりません。

なお、予算ベースにおきまして奥会津金山大自然から見積りは取っておりますが、それはあくまでも参考ということですので、予算計上の数字を積算する際においては、これは町の基準で積算しております。参考見積として取っているのは、したがって奥会津金山大自然1社ということです。

○議長 1番、安藤雅朗君。

○1番 議事録確認していただきたいんですが、昨年の予算審議の際、3社から見積りを取ると副町長答弁されていますが、なぜ取らなかったんですか。

○議長 答弁、教育次長。

○教育次長 その件につきまして経過を申し上げます。

昨年、令和４年３月の定例会で副町長からそのような答弁があったかと思えます。その後、年度明けまして令和４年になりまして入札参加資格審査状況、これを確認いたしました。金山町に対して給食業務の入札参加資格の申請を行っている業者でございますが、町内からは１社でございます。それから、会津管内になりますと１社でございます。それから、県内はございません。県外ですが宮城県１社、山形県２社、東京都３社というような状況でございます。

見積り云々の話は、私が理解する限りですけれども、予算編成のときの予算の数字を積算するときに取りということではなくて、その後、予算が議決された後に取り見積り合わせというか入札というか、そういったものであるというふうに理解しておりました。

先ほどの町長答弁の中で、こういう答弁がございます。「ほかに町内で受託できる事業者がないため、引き続き奥会津金山大自然に委託していきたいというふうに考えている」ということでございますので、これが現在の町の方針であるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長 １番、安藤雅朗君、２０秒で質問してください。

○１ 番 今、教育次長が話された内容でいいんですか、副町長。

○議 長 今の答弁でいいかと、町長。

答弁、町長。

○町 長 まずは、予算編成するときには町独自で見積りできない場合は、参考見積りとして民間業者から取る場合があります。なおかつ、それでもって予算編成をし、なおかつ実施の段階では、今度は場合によっては新しい労務単価なりなんなりを参酌して、今度はしっかりとした町側の予定価格というんですが、そういう部分を設定して業務委託にかけるという手順になるのが一般的でございます。

ですから、教育次長言った予算編成のときにも物品、業務によってはどのくらいかかるか予想がつかない、値段がどの程度になるか分からないという部分で見積り取る場合と、あとは実際事業を執行する場合に見積りを取るというような２つのケースがございますので、そういった中でやってきたというような部分でございますので、教育次長の答弁は、ちょっと表現のあやの問題で、そういった部分が抜けたのかなというふうに思っていますし、私はやっぱりそういった予算編成する部分でどのくらいかかるか見積りも取る。果たしてそれが、その内容でもって事業実施ということはございませんので、改めて見積り入札する場合は再提出というような順序になるというふうに私は思っています。

○議 長 以上で、１番議員の一般質問を終わります。

(2 番目、5 番議員、栗城康太郎議員の一般質問)

○5 番 傍聴席の皆様、ご苦労さまでございます。

私からは、大きく2つの問題を通告しておきましたので、通告書に従い質問してまいります。

まず、金山町地域防災計画の実効性を高めるためにであります。

近年、気象の激甚化により、多くの想定外の災害が発生しています。当町でも災害の予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的に計画し、かつ有効的に実施するために金山町地域防災計画が策定されています。

以上を踏まえ、以下の2点について町長の見解を求めます。

1、災害時の受援計画を早急に整備すべきであります。

災害時に各地の自治体が職員を派遣し、被災自治体の仕事を手伝い、生活再建を後押しする応援の仕組みが定着しつつあります。

応援を受ける上で重要なのが、必要人数や依頼する仕事を決めておく受援計画で、東日本大震災の後、備えることが努力義務となりました。相互支援の仕組みを整えることは自らの町の弱点を知り即応力を高めることでもあり、早急に着手すべきだと考えますが、町長の見解を求めます。

2、情報伝達の複線化を急ぐべきであります。

去る12月の豪雪の際には、携帯電話の基地局やテレビの中継局が停電により停波し、情報が行き渡らない地区が発生しました。大規模災害時には情報伝達の中心となる防災行政無線が機能しないことも考えられ、情報伝達の複線化を急ぐべきだと考えますが、町長の見解を求めます。

大きな2つ目、急激な人口減少下における生活基盤の維持についてであります。

日々の生活を支える基盤である水道、道路などの多くが、その更新時期を迎えようとしています。中でも水道は人々の生活に必要な不可欠でありながら、人口減少による需要減と老朽化という2つの事態が同時進行しています。

今後のサービス水準の維持と施設設備の維持についてどのように考えるのか、町長の見解を求めます。

以上、よろしくお願いします。

○議長 答弁、町長。

○町長 栗城議員の質問にお答えします。

災害時の受援計画に関する質問についてでございますが、災害時受援計画は、福島県で定める福島県災害時受援応援計画や、内閣府が取りまとめた市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きなどの内容を踏まえ、金山町における災害発生時の人的・物的資源の受入れ手順などの体制整備や、応援を受ける業務の選定、応援要請のための準備などをあらかじめ計画として定め、災

害時において外部からの応援を十分活用できるようにするための計画であります。

計画の策定状況については、福島県市町村受援計画策定支援研修会に参加し、県の指導を仰ぎながら作業を進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、大規模災害時には多方面からの人的・物的支援をお願いすることになり、受入れに当たっては、あらかじめ必要事項を定めておくことが、より迅速な対応につながるものと考えております。現在も近隣町村や友好都市、民間事業者などと災害時における応援協定を締結しておりますので、できる限り速やかに計画を策定し、災害時の受援体制の構築に努めてまいります。

次に、情報伝達の複線化に関する質問についてですが、災害時の情報伝達については、防災行政無線を中心として情報の発信を行っております。昨年12月の大雪の際には町内各所で停電が発生し、町民の皆様には防災行政無線により、随時、停電に関する情報を発信したところであります。停電の影響により、携帯電話については西谷の基地局が機能停止となり、停電の間、応急的に移動式通信設備による対応となりました。また、テレビについても蓄電源がなくなりNHKが一時停波いたしました。

議員ご指摘のように、大規模災害時には防災行政無線を含め様々な情報伝達手段が機能しなくなることが考えられます。防災行政無線の設備は、災害時に備え屋外子局は無線、屋内子局は有線での通信により整備しております。そのほかに災害時の情報発信手段としてエリアメールやラジオ、衛星携帯、ファクスなどを考えておりますが、大規模災害時は想定を超えた事態が起こり得るものであり、現状は必ずしも万全であるとは言えないと捉えております。

大規模災害時には、広範囲にわたり町内各所で被害が発生するものと想定され、情報伝達手段の多重化を図る必要があるものと考えております。新年度においてはW i - F i 環境の整備を計画しておりますので、その活用の一環としてスマートフォンのアプリケーションを活用した防災情報の発信や収集を行う体制を構築するなど取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、水道施設の維持についてでございますが、水道事業については今後の需要の増加は正直見込めないものと想定しています。つまり料金収入の増は困難なことから、支出を少なくするため現状の施設を長く活用していく工夫が必要だと考えております。

町では、来年度からの公営企業会計への移行に合わせ、水道施設の洗い出しを行いました。建物、機械設備、管路等、全ての管理財産の耐用年数や残存価値等について数値化することで、より長期的な視点での修繕や更新が可能となります。今後は耐用年数が迫った管路の事前更新など、施設の長寿命化に向け計画的な修繕を進めてまいります。

近年、水道施設の老朽化による突発的な事故が社会問題になっております。当

町においても突発的な漏水修繕等は発生します。避けることはできませんが、その頻度、規模は減少するものと見込んでおります。

サービス水準の維持についても、停電などの有事の際から早期復旧に努め、かつ施設のメンテナンスを計画的に行うことにより、極力、断水や水質汚濁などが発生しないよう、町民生活に支障が出ないように心がけてまいります。

今後は民間企業的な公営企業会計の視点から、ロスが少ない効率的な運営をより一層心がけ、町民に安全・安心な水をお届けできるよう努力してまいります。

以上です。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、災害時の受援計画についてですけれども、先ほど通告書の中にも書いたとおり、災害時の受援計画は、東日本大震災の後、備えることが努力義務となりました。既に12年経過しておりますけれども、まだ受援計画ができていないということだろうと思います。当町は12年前に激甚な水害に見舞われております。そういうことからしても早急に受援体制の構築をすべきだと思います。できる限り速やかにというふうな答弁がありますが、現在どの程度この計画ができているのか、あるいはどの程度まで作業が進んでいるのか、まずお答えください。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 災害時の受援計画についてでございます。現在、県のほうから指導を仰ぎながら、県で行っている研修会等にも参加しながら、受援計画、出来高でいくと7割程度は完成しております。今後、一番その核どころとなる災害時の体制の際において、例えば民生部門であったり総合部門であったり農林部門であったり、そういったところで具体的にどの程度の受援が必要なのか、そういったところを最終的に詰めて、最終的な計画の作成につなげていきたいというような状況にあります。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 現在、進捗が70%程度というお答えがありましたけれども、なぜこんなに時間がかかっているのでしょうか。新聞の報道によれば、全国の市区町村のうち6割程度は既に策定されているというふうな報道もございます。大規模な災害を経験した当町において、まだできていないその原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 災害時の受援計画はまだできていないという原因でございますが、実際のところ、この計画については今年度において福島県のほうで受援計画の策定について、策定の未定の町村に、必要な計画なので策定をするようにという形で力を入れて策定が始まったというような状況です。

確かに議員ご指摘のとおり、金山町においては平成23年度に大きな豪雨災害を受けて、こういった大規模災害時における受援体制については早急に整備をすべきだったという思いはありますが、今回そういった反省を踏まえながら、できるだけ早くこういった計画を策定し、今後この計画についても、県のほうでさらにその計画について各町村集まりながら、県のほうで協議をするというような場も設けられるというふうに聞いておりますので、そういったのに参加しながら、その計画の有効性を図っていくような形で努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 ぜひ町長にお答えいただきたいんですけども、町長として、いまだにこの受援体制の構築ができていないということに対して、町長はどのように思っているのでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 今、栗城議員の質問を聞きながら、今から12年前を思い浮かべておりました。他の自治体からの応援をいただくというような部分での受援計画、私は結論から申しますと、受援計画という部分を策定しなければならないという思いはございませんでした。

ただ、今までの各種災害を受けてきた経過を見ますと、今から12年前の部分での対応を若干申し上げますと、あのときは福島県から1名の職員の応援をいただいております。そのほか他の町村からの役場内部での仕事の応援は具体的にいただかなかったという経過がございます。ただ、民間のボランティアの受入れは社会福祉協議会のほうでやったというようなことでございましたので、そういった流れで来ましたので、私としてはこの受援計画の策定という思いは、ちょっと気持ちが薄れていたという部分が正直な対応であったというふうに思っています。

ただ、県のほうでもそれぞれ各町村、なかなか人材確保が容易でないというような状況も踏まえて、受援計画をつくる支援に乗り出したということがございますので、我々のほうでも職員の通勤状況から見ますと他町村からも通勤している職員がございますので、こういった受援計画を策定するのに併せて、職員の災害時の非常招集体制などの体制づくりも必要だというふうに思っています。

大変長くなりましたが、今までは受援計画についてそのような認識でございました。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 大変、私、驚いております。町民の生命、財産を守ることが町長としての仕事の一番トップであろうというふうに思います。地域防災計画の中にも「具体的な受援計画を事前に定めておく」という文言もございます。でありながら受

援計画をつくることに意識が薄かったという、それは町長の職務の第一を放棄していると同程度のことではないのかなと思います。ましてや、大規模な災害を経験した当町にとって、その災害についてどういうふうな対応をすべきかということとを具体的に考えるということは、非常に大切なことではないかと思います。

まず、その答弁の中に「できる限り速やかに」というふうに「構築に努めてまいります」とかありました。70%までできているということですので、いつまでにこれを仕上げ、公表し、町民の皆様についても、それを町はこういうような計画でやるんだということを示すべき、そういうふうを考えます。ぜひ期間を区切って、いつまでに仕上げるというような方針をお示しいただけないでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 栗城議員の質問にお答えしますが、さっきの質問の中で、私は受援計画、大変重要なことであったというふうに申しましても、実際は今までつくっていなかったわけですから、ですから希薄だったという表現にしましたんで、別に町民の生命、財産を軽んじているわけではございませんので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

いずれにしても、受援計画はないとして、仮につくっていないとしても、当然それは町民の生命、財産を守ることは、これは第一義でございますので、そういった気持ちで今後も努めてまいりたいと思います。

なお、計画をいつ頃まで策定するのかという部分は、事務の作業状況は総務課長が熟知しておりますので、総務課長のほうから答えさせます。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 実際の計画の策定について、現在いつ頃までというところについて、今持っているイメージですが、6月をめどに作成をしたいというふうに考えております。金山町の場合、梅雨時の7月から8月にかけて、どうしても豪雨による被害等は想定されますので、それ前には策定したいというふうに考えております。

なお、その策定に当たっては、その策定された計画を防災会議等にもお示しながら、なおかつホームページで公表するなどして、その作成の状況について皆様に周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 今、6月をめどにというお答えがございました。ぜひ、なるべく早く策定をしていただきたいというふうに思います。

続いて、情報伝達の複線化についてでございます。

情報伝達の複線化について、私も過去に何回か質問をさせていただきました。昨年12月の大雪の際の携帯基地局の停波、あるいはテレビの中継局の停波、これはやはりそういうことが現実にかかるんだということのいい例かと思います。携帯基地局が停波すればメール配信等もできなくなります。あるいは、テレビで

の情報の伝達もできなくなる。災害が激甚化してくると、今までになかったような状況が起き得るんだということのよい例かと思います。

答弁の中にも、災害時の情報発信手段としてエリアメール、ラジオ、衛星携帯、ファクスなどを考えているというようなこともありました。衛星携帯やファクスについては全部の家庭が持っているわけではありません。やはり一人一人の町民の方に情報が行き渡るということが非常に大切になろうかと思います。そのための手段として具体的にどういうことを考えていらっしゃるのか、防災行政無線が使えなくなったそういう際の情報伝達手段、どのような手段を使って一人一人の町民の方々に正しい情報を伝えていく、その方策をどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長 長 答弁、総務課長。

○総務課長 情報伝達の手段についてでございますが、防災行政無線のほかに、いろんな手法はあります。ただし、先ほど議員のほうから例として示されましたように、例えばテレビなり、それから携帯なり、停電によってそういった通信設備が使えなくなるということもありますので、一概に、これがなくなったときにはすぐにこれというのは、なかなか難しいところが大変ありますが、防災行政無線、そのほか様々通信設備が大きく破壊されることも想定されますと、最終的には地区区長なり民生委員なり消防団員なり、そういった人的な作業によって、一人一人ある程度情報を伝達するというのも全くないものではないというふうに考えております。

23年の豪雨の際も、一部の地域で避難をする際には消防団員が全ての家庭を回って最終点検をして避難誘導に結びつけたという例もありますので、その災害時の残された伝達手法を最大限活用しながら情報発信にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 5番、栗城康太郎君。

○5番 今の答弁にありましたように、やはり日頃どういうふうに考えるかということが非常に大切になってくるかと思います。この情報伝達方法を創出するというのも、当町は全町ではありませんけれども一部では既に経験しているわけですから、それを踏まえて情報伝達の方法、そういう訓練なども必要になるのではないかと考えます。防災訓練、そのときにこの情報伝達の訓練をされたことは過去にあったんでしょうか。

○議長 長 答弁、総務課長。

○総務課長 防災訓練については、町のほうでは隔年に1回、消防団を中心として消防団第3分団まで1、2、3とありますが、それぞれ分団ごとに隔年に1回、来年は第3分団が担当という形で予定をしております。そういった防災訓練の際に例えばエリアメールであったり、あと防災無線を使っても実施をしておりますが、そ

ういった訓練を実施したりしております。

また、衛星携帯についても基本的には区長宅に配置をしておりますが、そういったのについても通話訓練などを実施しながら訓練を実施しているところでございます。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 それは、例えば町から消防団あるいは区長に対する情報の伝達の訓練だと思うんですけども、一人一人の町民の方にどのようにそれを伝えていくか、その訓練が必要だと思うんです。そこら辺の訓練はされていたんでしょうか。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 今ほど議員のほうからお話のありました一人一人に伝える訓練等については、これまで実施した経緯はございません。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 その末端の伝達というのが一番私は大切なんじゃないかなと思うんです。いかにして隅々まで情報を混乱なく行き渡らせるかということが非常に大切かと思えます。

2019年10月の台風19号の水害のときには、やはり避難のための情報が十分に伝わっていない、そういうことが多くあって住民の避難が混乱したというようなことが、ある新聞の記事の中にございました。消防団員あるいは町の職員の方のところまでは情報が来ても、その先どうやって伝えるか。先ほど総務課長の答弁の中に消防団員が一軒一軒その家を確認して避難したという例がありましたが、やはりそういうような手段を日頃から訓練しておくということが肝要かなというふうに思います。

それで、それぞれの家庭において、こういう場合はこういうような避難行動をするんだということを話し合ってもらい、そういうことが防災に非常に重要なことだろうと思います。そのためにも、やはり町としては情報伝達、いろんな方法を考えて、それぞれの方法をどういうふうに使えば効率的あるいは効果的に情報を住民の方に届けることができるのかということを考えていただくということが必要かと思えます。ぜひ今度の防災訓練の際は、そういうことも含めて訓練をしていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 栗城議員の質問にお答えします。

今までは、消防団の幹部あるいは行政区長止まりの情報提供であったというふうに思っています。それによって、それぞれの区長さんなり消防団の幹部の皆さんが、それぞれの地区内の家庭を訪問するなりして情報を上げたということでございます。

ただ、やっぱり私は、新年度予算でも計上されていますが自主防災組織、いわ

ゆる地区ごとにそれぞれ災害が起きたときにはどういった対応をするのか、そういった部分を決めている集落もございます。それはそれで、その集落はその決めにによって行動していただく、その行動していただくために町からどういった手段でもって情報を届けていくのかということが課題になるかと思います。

テレビ、ラジオ、携帯電話いろいろありますが、やっぱり一番は蓄電源、これの対策を今より以上にそれぞれの事業者で取り組んでいただく、強靱化を図っていただくことも併せて大切になるのかなというふうに思っておりますので、自主防災組織の支援事業、応援事業、来年度、3集落、モデル的にやるという取組しますので、それを全町の行政区に広げるような部分で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 ぜひ、そういう施設の強靱化ですか、それを早急に進めていただきたいと思います。

そこで、答弁の中にありました新年度においてWi-Fi環境の整備を計画していると。そして、それを活用してスマートフォンのアプリケーションを活用して防災情報の発信や収集を行いたいというふうな答弁がありましたけれども、このWi-Fiの局、そこには非常用電源あるいは蓄電池のような、停電をした際の予備電源というようなものは設置されるのでしょうか。

○議長 答弁、総務課長。

○総務課長 Wi-Fi環境の整備における各基地局というんでしょうか、そこに蓄電設備がつくつかつかないかについては、現時点でまだ確認しておりませんので、それについては確認をさせていただきたいというふうに思います。

なお、Wi-Fi環境、新年度において各集落に隔々使えるような形で整備をしたいというふうに考えています。その際に、ある程度防災的な設備として防災カメラなどを設置しながら、例えば雨の状況だったり雪の状況だったり、そういったのがその監視カメラ等によって映像として把握できると。それから、携帯電話によってそれぞれ被害の状況だとか住民の方に撮影いただいて、町のほうにお寄せいただくというような収集方法だとか、そういったのを併せて行ってまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 Wi-Fiとその局、四十数局できるということですので、それ全てに蓄電池とかを備えるということは、これは経費的にも相当大変なことだろうと思いますけれども、少なくとも避難場所となる地区の集会所等の局、そこに設置される局については非常用電源を整備すべきだと思いますので、どのような詳細な設計になっているのかは分かりませんが、ぜひそのあたりも十分配慮をしていただいて整備をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に大きな2番目の水道に関してであります。

水道施設については、答弁にもありますように需要増加ということは、やはり人口が減少している以上、なかなか難しい。つまり料金収入はこれ以上増えないという前提で考えますと、今後の施設の維持についてどのようにしていくかということが非常に大切になると思います。

来年度から公営企業会計に移行すると、その水道事業に対する収支が非常にはっきりしていくわけです。本来であれば水道料金の収入で全て設備の維持、それから、そういう老朽化の更新等々は賄うべきものという前提でこの公営企業会計に移行するものだというふうに考えていますけれども、例えば明らかに赤字になったという場合において、それをもって水道料金を上げることの根拠にそれをするところがあるのかどうか、そこら辺は将来のことだと町長はおっしゃると思いますが、そういうふうな根拠とするために、この公営企業会計を導入したというような見方もないことではありませんので、今の時点でどのようにお考えなのか、町長の見解をお聞かせください。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 公営企業会計を導入したという部分は、議員もそれは承知かと思います。国からの指導がありまして、全自治体、公営企業会計を導入しなさいということだというふうに私は思っています。公営企業会計導入以前、今までも水道事業会計については私の認識では赤字経営だというふうに認識しております。したがって今後の水道料金改定については改定しませんともするとも言えない状況です。

ただ、赤字だからといって水道料金を大幅に上げたりすることは、収支をプラマイゼロにするようなことは、私は将来的に不可能だなというふうに考えています。ただ、今後の将来の部分ですが、ある程度若干の値上げは必要になるのかなというふうな私の認識でございます。

○議長 長 5番、栗城康太郎君。

○5番 予想どおりの答弁というか、全くそのとおりだと思うんですけども、この答弁の中に、水道施設を長く使うということですから当然老朽化してくるわけです。漏水修繕等が発生するということは、これは当たり前の話だと思いますけれども、その突発的な漏水修繕等は発生しますが、その頻度、規模が減少するものと見込んでいるという答弁がございました。施設、設備が老朽化してくるにもかかわらず、そういうような漏水修繕等の頻度、規模が減少するというふうに見込まれたその理由はどういうことなのでしょう。

○議長 長 答弁、建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えします。

突発的な漏水修繕等のその頻度、規模については減少するものと見込んでいるその理由ですが、その前段で耐用年数が迫った管路等を事前に更新するなど、施

設の長寿命化に向け計画的に事前に修繕をしていくということであります。長く使って古くなった施設については、そのままにしておくのではなくて、事前に悪いところを直しながら全体的に寿命を延ばしていくというような考えであります。以上です。

○議長 答弁、町長。

○町長 課長の補足なんていうのもおかしいね。いわゆる水道管整備始まったときには、最初は鉄管路で布設。その後、塩化ビニール管で布設、あるいは石綿管でやった。そういった部分がありまして、最近はいわゆる耐震管、耐震の管路整備が随分進んでいます。今現在、町で改良工事をやっている地区については石綿管、いわゆるいしわた管、これは水 flow れる管が減って薄くなりますから、そういった管は非常に今度は町道改良なんか進んだ中で車両の往来も激しくなりましたので、非常に振動に弱いというような部分で、私も水道係におりましたから分かりますが、非常に漏水が多かった。でも、その耐震管を布設してきた部分で、非常にそういった管路が多くなった。こういった部分で、私もこれから若干頻発していた部分は減ってくるんでないかと。それは、いずれその管だから、あとずっと大丈夫かという部分はこれは予測できませんけれども、今までの昔の配管した管路を更新することによって、今までのような頻発した部分はなくなるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、まだまだ耐震管になっていない箇所もございます。局部的にございますので、そういった管は改良の必要はあると思いますけれども、以前に比べて頻度は減少すると思いますけれども、ただ、これも予測でございますので、すっかり防止するわけではございませんが、まあまあ安全にできるんじゃないかというふうに思っています。

○議長 5 番、栗城康太郎君。

○5 番 水道は蛇口をひねると水が出て当たり前というような感覚で私も使っていますが、やはりこれからはそれを維持していくということが非常に大変な時代になるということは容易に予想ができます。できる限り長期的な視点に立ってこの水道事業を維持していくために、やはりどのようなビジョンを持って、この町の水道を維持して、将来にわたってきれいな水を供給していくのかというような長期的なビジョンというのを持つべきだというふうに考えますが、現状、金山町ではその水道に対する長期的なビジョンということは策定されておるのでしょうか。

○議長 答弁、建設課長。

○建設課長 現在、金山町では長期的なビジョンというのは金山町簡易水道事業経営戦略というものを策定しております。これは平成29年3月に策定が終わって、その後10年間、令和8年度までの計画を持っております。ただし、この計画につい

ては今現在持っている水道管等の資産の耐用年数等については反映されていない以前のものですので、今年度、その資産について把握をしましたので、それを入れ込みながら、それを踏まえての経営戦略を令和6年度までに策定したいと思っております。国のほうのこの経営戦略の見直しの期限が令和7年度までに行うようにという期限がありますので、その前に令和6年度には策定したいと思っております、令和5年度からその準備を進めてまいります。

以上です。

○議長 5番、栗城康太郎君。

○5番 明快な答弁、非常に心強く思っております。やはりきちっとしたビジョンに基づいて施策を進めていくということが必要かと思えます。そのビジョンの策定に当たっては、ぜひ一般の町民の方のご意見もお聞きして反映させていくことも必要かと思えます。これからは住民みんなでこれを維持していくんだという意識の改革も必要かと思えますので、ぜひともそういうようなビジョンのつくり方を研究していただきたいというふうに申し上げて質問を終わります。

○議長 以上で、5番議員の一般質問を終わります。

（3番目、7番議員、奥 高伸議員の一般質問）

○7番 7番、奥高伸です。

傍聴席の皆さん、足元の悪い中、長時間大変ご苦労さまです。最後までよろしくお願いいたします。

私は今定例会に2つの問題に対して通告をしておきましたので、順次、質問をさせていただきます。

まず最初は、空き家対策であります。

この問題は、既に幾度も議論をされてきましたが、状況は年々深刻になってきていると感じております。近年、空き家が全国的に急増しております。5年ごとの総務省の住宅・土地統計調査（2018年）、5年ごとですので、これが一番新しいデータなんですけれども、空き家は全国に849万戸あり、住宅の総数に占める割合は13・5％となっております。野村総合研究所の調査によると、取壊しが進まない場合、38年には1,980万戸、全体の31・5％に増加する可能性があるという報告されております。

町内の空き家も年々増加し、最近は管理の行き届かないと思われる物件が多く見られるようになってきております。増加し続ける空き家に対する町の認識と対応について伺います。

①町内の空き家の数と住宅総数に占めるその割合。

②空き家の所有者、管理者、また、その管理状況の把握について伺います。

③空き家バンクとは。

町には空き家バンクがあります。そのバンクに登録されている空き家の数と、その管理状況について把握されているのか伺います。

④番目、空き家に対する改修、解体等に対する町の支援制度を伺います。

⑤番目、空き家、空き地に対する課税状況。

固定資産税の特例（優遇措置）等の変更などがあるのかどうか伺います。

⑥空家等対策の推進に関する特別措置法（空き家法）と言われるものの内容と、特定空き家という言葉が出てくるかと思いますが、その認定基準、町内で認定されている特定空き家はあるのかどうか伺います。

2つ目の問題として、上横田共同住宅の利用について伺います。

平成30年にJR横田駅前に開設された金山町多目的共同住宅、（通称）上横田共同住宅は、冬場、高齢者が雪の心配をしないで安心して健康的な生活を送れるよう、また冬場以外は金山町に移住定住を希望される方々の短期宿泊体験住宅として活用等を目標に整備、開設されたと認識しております。開設から間もなく5年となりますが、施設の利用状況と整備目的に対する利用効果について町の認識と評価、また今後の施設運営について町の考え方を伺います。

答弁よろしくをお願いします。

○議長 答弁、町長。

○町長 奥議員の質問にお答えいたします。

町内の空き家の数と住宅総数に占める割合でございますが、町が行った令和4年度の空き家実態調査では、町内に287軒の空き家を確認しております。住宅総数については、町の固定資産税概要調書に記載のある専用住宅、併用住宅の住宅部分などを合計すると1,559軒ですので、空き家の割合は18.4%、5年前に比べると0.4%、割合が減っていますが、今後も引き続き空き家対策に取り組んでまいります。

次に、空き家の所有者や管理状況の把握でございますが、毎年、空き家実態調査を実施しており、空き家の外観の状況とともにその管理状況についても把握しております。所有者につきましても把握しておりますが、3軒の空き家については現時点で相続人がいないことから、所有者、管理人が不在となっている状況でございます。

次に、空き家バンクについてでございます。

町では町内空き家の有効活用を通じて、移住定住による地域の活性化を図るため空き家バンクを開設しております。これまでに43件の登録があり、18件が売買や賃貸で成約となりました。現在、町ホームページで公開している空き家の

物件数は18件で、そのうち3件は交渉中となっています。空き家バンクに登録された物件の管理状況の把握については、物件の登録時及び内覧など、希望者を案内する時点で確認をしております。

次に、空き家改修・解体に対する町の支援制度でございますが、空き家改修については補助率4分の3、上限150万円で支援をしております。解体については補助率3分の2、上限100万円で支援をしております。本年度はこれまでに空き家改修5件、空き家解体13件の支援を行ったところであります。

次に、空き家、空き地に対する課税状況についてでございますが、建物である空き家については通常の固定資産税が課税されます。空き家が所在する宅地については、通常の建物が建つ宅地同様に土地の課税標準額が6分の1となるなど特例措置が適用されますが、建物を撤去した空き地については特例措置の対象外となり、通常の固定資産税が課税されます。

現在、国で法改正を行おうとしている内容は、特定空き家に指定されなくても管理不全と認められた場合は、これまでの特例措置がなくなるものと理解しております。なお、現時点で国から管理不全となる基準などのガイドラインは示されておられません。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法についてでございますが、この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体または財産を保護し、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進することを主な目的としております。

特定空き家の判断基準については、町の空家等対策計画の中で国土交通省が示すガイドラインと手引を基に、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断していくこととしております。現時点で町内に特定空き家として指定している物件はございません。

次に、金山町多目的共同住宅についてお答えします。

まず、施設の利用状況でございますが、夏期、夏の利用については平成30年度18名、令和元年度2名、令和2年度19名、令和3年度7名、令和4年度22名、冬期、冬の利用でございますが、令和2年度2名、令和3年度3名、合計73名となっております。

次に、利用効果についてでございますが、この施設は安心して住み続けることのできる町づくりの推進及び移住定住の促進を図るために開設されました。冬期間は高齢者共同住宅として、独り暮らし等の自立した高齢者が数名共同で仲よく支え合いながら健康的な生活を送っていただくことを目的としております。令和2年度、3年度と利用された方からは、大変よかったとお話をいただいております。効果はあったものと認識しております。

施設の性質として、ある程度自分でできる方以外の利用は少し難しい点もあり

ます。共同生活ですので誰か一人の負担になるようなことでも困ります。入居を希望される方は、まずは地域包括支援センターに相談いただいております。

冬期以外の利用については、田舎を体験したい方や地域のコミュニティー活動施設として利用いただいておりますが、まだ利用は少ないようです。今後さらなる利活用に向けて研究してまいります。

以上です。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 ちょっと想定外の答弁をいただいたので、質問、考えるところがありますけれども、空き家が減っているという。平成30年11月の調査ですと292戸、私は400戸ぐらいになっているのかなという想定なんで、この調査に役場としてはどのぐらい関わって調査されていますか。委託されているんでしょう。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 奥議員の質問にお答えいたします。

空き家の実態調査につきましては、町で委託をして現地の調査をしていただいております。それで結果を基に町の職員がそれを見て戸数を数えております。議員おっしゃるとおり、平成30年ではそれだけの数がございましたが、その調査の結果、現時点、令和4年度の調査結果では287件というふうになっているところでございます。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 多分、現状はほとんど役場としては管理されていないと、確認もされていないと私は想像します。

これは横田地区だけなんですけど、私、2月に調査いたしました。総戸数で396戸、空き家数が142戸、35.9%です。教員住宅とか若干抜いてありますから役場の資料とは若干違うかもしれませんが、田沢地区22戸で4戸空き家、滝沢地区は57戸で24戸空き家、大塩地区は95戸で43戸が空き家、土倉地区は16戸で2戸が空き家、上横田地区は59戸で24戸が空き家、石塚地区は7戸で4戸が空き家、ニトウジ地区が14戸で4戸が空き家、サキダチが14戸で5戸空き家、藤倉9戸で1戸、横田が63戸で18戸、越川が29戸で10戸、西部が11戸で3戸、これ現実です。それで36%が空き家です。

この数字からいうと、横田以外は10%ぐらいしか空き家はないと、そういう認識になりますが、町長、そんな状況でよろしいでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 町でやっている実態調査の空き家の取扱い、どういう空き家を空き家としているか、ちょっと企画課長から答弁させますから、その認識の差があるんじゃないかというふうに思われます。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 それでは、奥議員の質問にお答えいたします。

確かに、初めて２７年度から町のほうでは調査を始めたわけですが、そのときには３６９件あるというような最初の報告でした。その後、町のほうでどのように関わっているのかというお話もありましたが、最近といたしますか、今では上がってきた空き家について、まず、それが小屋なのか空き家なのか、その用途をきちんと調べています。それで空き家というのは小屋とか作業所、そういったものを除いた住宅の部分についてカウントしておりますので、その部分で差異が出たのではないかなというふうに考えております。

なお、外観調査の分については全て写真も添付していただいております。

○議長 ７番、奥 高伸君。

○７ 番 私はどうしてもその実態に合っている調査とは思えません。その中で結局空き家対策を行っていくということになれば、どうしてもずれが出てくるのではないかと、すごく感じるところであります。それで答弁にもありましたが、一応空き家の所有者につきましては把握はしていると。把握をされているということと連絡が取れるという状況は違うと思いますが、そういう確認はされているんですか。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 それではお答えいたします。

まず、空き家の所有者につきましては、登記あるいは課税台帳等で確認しております。その中で空き家の所有者に対しましては、これは空き家に限らずですが、固定資産の納付書といいますか通知を送る際に、全ての方に対して、まず空き家の適正管理をお願いしますという形を送っております。そのほかに空き家の状態がその外観の町で行っている調査の結果、例えばですけれども屋根が破損している、そういったものについては個別にその方に対して郵送しているという状況でございます。ただし、その中でも、こちらに戻ってこないで届いてはいるんですけれども、何も返信といいますか、反応、レスポンスがないという方も確かにいらっしゃいます。

○議長 ７番、奥 高伸君。

○７ 番 大変難しい問題ではあります。確かに家自体あるいは土地は所有者のものであり、管理上どこまでタッチできるのかという難しい問題があります。しかし、今は非常にその空き家自体に対して、地域が、住民が厳しい状況に置かれているという部分からすると、もう少しやっぱり空き家対策はきちんと目配り、気配りをしていかないと、私は地域の崩壊にもつながるといえるか、地域の問題になってくると思います。

ここに今年２月に撮った写真が１０枚ほどありますが、今年は雪が非常に少なかったです。それでもほとんど家は屋根の縁まで覆われていると。こういう住宅は、ほとんどが下屋がつぶれていたり軒が折れていたり、中には滝沢の住宅兼ク

リーニング工場ですが完全に崩落していると。中にはこういう住宅も何件か散見しているという状況なんですが、現在、特措法の中での特別空き家という部分は、町としては指定もしていないし認識もしていないという考え方なんですが、本当にその空き家対策として行動されているのかどうか、町長、いかがですか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 町の対応は、先ほど企画課長が申し上げましたように、毎年年度初め、固定資産税の評価状況をそれぞれの所有者に納付書と併せて発送しております。その中で空き家対策の情報も入れております。そういった中でも特にひどい空き家の所有者については、電話等の連絡はもちろんでございますが、場合によっては郵便の内容証明でもって郵送してお知らせをして、しっかり管理してくださいというような啓蒙も行っております。

そのほかに、その当人に面会すべく連絡を取っても電話等をしてもらっても応答がない、所有者によっては職場に予告なしで行っても、なかなか会えないというような現状がございます。特定空き家の部分については、そういう制度等が特措法の中であるということは私は認識しております。

○議 長 7番、奥 高伸君。

○7 番 認識はしているというご答弁ですが、結局、手は出せないというのが現状なのかと思いますが、それではやはり地域環境も悪化の一途ですし、3年ほど前に、これは上横田地区で崩壊している住宅を国の補助もいただきながら解体整理をして、そこを今、形としては冬の除雪の雪置場、夏の場合は地域の防災広場という形で使っている経過もあります。そういうやり方も町長、できるんですよね。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 過去にそういう対応をしてきたという部分がありますが、しからば特定空き家全てをそういう対応をしろという質問でございしますか。

○議 長 7番、奥 高伸君。

○7 番 いや、私は全部それをしろということではなくて、そういう空き家の対策の方法もあるんですよねと言ったと思いますが。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 大変失礼しました。私、ちょっと先走り過ぎましたんで申し訳ないです。そういう方法はあります。ただ行政で手を出すことですから、やっぱり公平・公正に対応をしなくちゃならないという部分が一番だと思います。それにしても、やはり所有者の責任という部分が、私は行政でなくて、その地域の人との関わり合いもあると思うの、所有者も。そういった中での所有者に対しての声かけとかそういう部分も必要でないかと。

ただ、そういう部分やっている地区でも、なかなか思うようにできないという部分もございます。最終的に、じゃどうするんだと、本当に危険な部分どうする

んだということになれば、特定空き家に指定して代執行、町が取り壊す、そして、取り壊した分の費用はその所有者に請求するというような手はずにはなるわけですが、ただ、そういった部分で私が危惧するのは、構わないでおけば町が全部処分してくれるんだというような流れになるのは非常に危惧しています。そういった部分で、今の段階ではなるべくその所有者にお会いをしながら、所有者に何とか理解していただいて、その地域でも困っている、行政でも困っている、何とか町でも支援措置ありますので、そういった部分を利用して整備をしていただけないかというような声かけを現在はやっている状況でございます。

確かに、上横田の例みたいな部分あります。ただ、そうしますと、じゃうちのほうでも、そこを雪押し場にするから、公園にするからというような部分が出てくるかと思いますが、その辺はやっぱり慎重に判断せざるを得ないなというふうに私は思っています。ただ、手をこまねいて何もしないのではなくて、町でも毎年何回かの接触は試みておるわけですが、なかなかその所有者本人に会えないという状況で苦勞しています。

現状は以上です。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 繰り返しになりますが、確かに難しい問題ではあると思います。しかし、現実的にそういう空き家が増えてきている。まして管理の行き届かない空き家が増えてきているという状況を、所有者責任だけで今はこの空き家問題は解決するとはやっぱり思えません。もちろん所有者に対策を取っていただくというのが一番大切なことですから、当然それに対するアプローチも必要になりますし、ただ、時がたつにつれて、そういう所有者との連絡すらつかなくなる。現実はそのうちのことだと思います。ですから町としても、もちろん空き家バンクも含めながらしっかりした取組は、例えば空き家の実態調査にしても業者に任せてやっていただくだけでなく、本当に各地区にどれだけの空き家があつて、地域にどういう影響を与えているのか、また、それをどういう解決策を考えられるのか、そこまでやっていかなければ空き家対策には私はならないと思うんです。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 今、奥議員からご質問いただきました。確かに町内に空き家が多くあるのは、これは事実でございます。また、町長申し上げたとおり、第一義的には所有者がしっかり管理するべきだというふうに考えております。しかし、所有者だけの問題ではなくて、町も一緒になってその問題を解決していかななくてはならないということで、町としまして空き家バンクを運営したり、空き家の解体に対する補助、こういったものもこの辺ではかなり充実して行っているというふうに考えております。

また、来年度に向けまして空き家対策協議会において、町長のほうから空き家

の解体の今まで5年ルールといいますか、空き家になってから5年たつまでは解体の補助はできませんよというルールがあったんですが、それを3年に短くしてはどうかというご提案をさせていただいて、空き家対策の協議会の中です承いただいたところでございます。

これからもいろんな制度の見直しや町の会議も含めて一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7 番 今、課長のほうから空き家バンクという話が出ましたので、質問を空き家バンクのほうに移してみたいと思います。

空き家バンクについてですが、町では町内空き家の有効利用を通じて移住定住による地域の活性化を図るために空き家バンクを開設しております。これまでに43件の登録があり、18件が売買や賃貸で成約となっています。現在、ホームページで公開されている空き家の物件は18件。そのうち3件は交渉中となっております。空き家バンクに登録された物件の管理状況の把握については、物件の登録時及び内覧などで希望者を案内する時点で確認しております。平時、例えば半年に1回ぐらいずつの空き家の状況を見るということはされていないんですね。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 奥議員の質問にお答えいたします。

空き家バンクに登録されている物件につきましては、登録時の室内も含めた間取り等を確認しているところです。そのほかに内覧の希望があったときに、当然その物件をぐるっと見て確認はしております。しかし、議員おっしゃるとおり、毎年毎年、半年に1回という議員のお話ありましたが、そういった定期的な管理状況の把握、これはしていなかったところで、ご指摘のとおり大変反省しているところでございます。係の中でも、これは必要じゃないかというふうな話になっておりますので、来年度以降、そういった定期的な管理、状況把握、こういったものに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7 番 課長から大変前向きな答弁をいただきましたが、これ、私の持っている資料は前回の19年3月5日更新のホームページ、これは17件がホームページに載っております。ちょっと横田のほうだけ調査をしてみました。そうしますと、住める状態で空き家になっている部分あるいは成約中であつても現在空き家であるということ、この物件はご成約ですけれども、これは役場が買って協力隊の宿舎にしたということで、協力隊3年で終わりましたので、また空き家になっているという状況です。あとは2戸は、もう完全に使えない状態。こういう部分は更新されているかどうか分かりませんが、こういうことを見ると、やっぱり1年1回ではなくて、少なくとも年に2回ぐらいは物件の調査をして、問合せがあれ

ば自信を持ってご案内ができると、そういう状況に空き家バンクはしていかなければならないと感じますが、いかがですか。

○議長 長 答弁、企画課長。

○企画課長 奥議員の質問にお答えいたします。

奥議員のご指摘のとおり、全くそのとおりでございまして、町の空き家バンクの質を高めるという面からも、定期的な調査、状況把握というのが必要だというふうに考えておりますので、そのように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 7番、奥 高伸君。

○7 番 よろしく願いをいたします。

それでは、4つ目の空き家に対する改修、解体に対する町の支援制度について伺います。

確かに、ここにも資料としてあります。あと、対策として高齢者住宅あるいは準町営住宅という話もあります。現在の補助、答弁いただきました空き家改修4分の3で150万円。それから、解体については補助3分の2で上限100万円。この非常に高額な補助は、国の中でも私の調べた範囲でも結構高額の補助だと思います。最も高い部分でも、やっぱり9割上限の150万というのがデータ上は3か所ほどございますけれども、あとは100万円、30万、50万というのがほとんどなので、実際この周知は例えばその空き家、住めるような形の空き家あるいはさっき課長からの答弁ありましたが、空き家の5年期間を短くしたというような部分もありますが、現在周知としては町の広報あるいはホームページ等ではなっているわけですね。

○議長 長 答弁、企画課長。

○企画課長 その制度の周知につきましては、町の広報等で周知しているところですが、先ほど申し上げたとおり、固定資産をお持ちの方に通知があるので、そういった補助制度もありますという部分でも周知をしているところでございます。それ以外に、もっと壊れた空き家を所有している方に直接送っているという話を申し上げましたが、その中でもこういった制度がありますというふうに同封させていただいているところでございます。

○議長 長 7番、奥 高伸君。

○7 番 そうすると、問合せが来るのを基本的には待っているという。改修を考えたときに、ある程度、制度的にこういうのがありますよという周知は、もちろん個々にするということも不可能ですけれども、ある程度過半に手当が行き渡るような形の広報が必要になる。

ちょっと私、知り合いというか、家を直したいんだけどもと、ほかから来られた方からそういう話もありましたので、やっぱり周知がちょっと足りないんじ

やないかと思えますけれども、なるべく周知をしっかりとやっていただきたいと考えます。

今、課税の問題が出ましたので、税金、当然、空き地、空き家であっても基本的には固定資産税がかかるということによろしいですね。

○議長 答弁、住民課長。

○住民課長 7番議員の質問にお答えします。

空き地、空き家だとしても、当然、固定資産税は規定のとおりかかることになります。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 たしか、古い家屋が建っていると固定資産税が6分の1になるという制度があるかと思いますが、少し内容を教えてください。

○議長 答弁、住民課長。

○住民課長 土地の課税、今、議員おっしゃられた制度というのは、住宅用地に対する課税表示の特例という制度でございまして、小規模住宅用地、こちらのほうは200平米以下の住宅用地なんですが、そちらのほうを小規模住宅用地といいまして、古いとか新しいとか関係なく住宅が建っているものについては、そちらの小規模住宅用地を価格の6分の1の額とするというのが地方税法に載っております。

また、追加して、200平米以上の場合ですと一般住宅用地と申しまして、例えば300平米の住宅用地があった場合、200平米までが6分の1、残りの100平米が価格の3分の1ということになります。

以上です。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 古い住宅を取り壊すと土地の固定資産税が上がるから壊さないというような話もちろほらあるんですけれども、その土地の固定資産税は家を解体した場合はどれだけ変わるんですか。

○議長 答弁、住民課長。

○住民課長 価格の6分の1になりますので6倍になります。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 そういう部分は、空き家を解体する部分の足かせになっているという認識はございませんか。

○議長 答弁、企画課長。

○企画課長 空き家の解体についてですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

国でもその課税標準が6分の1になるということが、議員ご指摘のとおり足かせになっているのではないかとというように国も認識していると考えております。そのため、今、住民課長のほうから話ありました。古い家が建っていた場合でも

課税標準額が6分の1になるんですという特例について、国は新しく法律を改正、今、閣議決定はされたところですが、して、管理不全であるというふうになった場合には、その6分の1が軽くなるという措置をなくしようということとで法改正に動いているというふうに理解しているところでございます。

○議長 7番、奥 高伸君。

○7番 非常にシビアな問題でもありますけれども、空き家自体の状況が悪くなるという部分は間違いないと私は認識しております。繰り返しになりますけれども、管理されている空き家でも、現在管理している人が高齢化し管理が難しくなること、建物の老朽化が進み、所有者が適切な修繕と管理ができなくなること、相続人、管理者、所有者、特定が難しくなること、町から離れている人たちが長くなると町との関係が薄れること、どれを取っても今後間違いなく進むことだと私は思います。やっぱりある程度所有者任せという体制ではなくて、町が地域を守る、社会を守る、そういう部分の観点を含めまして、もう少し空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、時間もなくなりましたので、2番目の上横田共同住宅の利用についてに移ります。

今、答弁はいただきました。使用目的はそのとおり高齢者の冬期間の安全・安心な生活、これが私は主だったと思っております。もちろん夏の間の移住者、そういう方々の体験住宅というような意見もありましたが、しかし、この答弁にもありましたけれども、その利用が非常に少ない。現実的に平成30年度18名、これは夏期の利用、令和元年度2名、令和2年度19名、令和3年度7名、令和4年度22名。冬期間の利用は、2年度、3年度、2名、3名、僅か5名ということで、この利用するに当たっての内容に何か問題はあったとは思いませんか。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 議員のご質問にお答えします。

まず、冬期間の利用について令和2年度2名、令和3年度3名ということでございます。この共同住宅については居室が4部屋というようなことで最大4名というようなことでございます。ですので、2名、3名ということでしたが、令和4年度については残念ながら利用がなかったというようなことでございます。

先ほどの町長答弁にもありますとおり、自立できる方が仲よく協働してというような住宅ですので、その点について少しハードルが高いというか、あれなんですけれども、なかなかやっぱり自立した方については自分が住み慣れた自宅のほうで過ごすということが、やはり一番というふうに考えていらっしゃる方が多いので、その点について少し当町の予想とちょっとずれてきた部分があるのかなというふうには感じています。

○議長 7番、奥 高伸君。

○ 7 番 この新聞、中央紙なんですけれども、たまたま私が一般質問の通告に来たときに事務局から頂いたものですが、「過疎のあした」という中に、「冬期だけの共同住宅、入居希望者はゼロ」と。読まれた方もあると思うんですけれども、「金山町には冬の間、支え合いが必要な高齢者が入居できる共同住宅がある。生活不安を解消することで、高齢期に少しでも長く町で暮らせるよう2018年に空き家を改修して造った」と。「4部屋の個室と共同の居間、水回りを備えている。4人が入居した場合、それぞれの家賃は月1万5,000円。食事や介護などのサービスはないが、除雪は町が行い、全室にエアコンがついていて快適に過ごせる。ただ、今のところ利用は低調だ。訪問介護の利用が難しいことが一つの理由だ。介護保険ではホームヘルパーは利用者本人の生活援助を担うのが原則だ。こうした共同住宅では、ヘルパーの必要な人と自立している人が暮らしている場合、共用部分の掃除やほかの人の分まで食事の支度をするというのが問題になってしまう。この冬、訪問介護サービスを使っていない人に対象を限ったところ、入居希望者はゼロだった。それなら自宅のほうが気軽と考える人が多いからだ。その大きな課題に取組は模索が続いている」ということなんですけれども、これ1人入居だと3万円という、表だとそうなるんですが、そういう制度的な取決めでしょうか、これは。

○議 長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 議員おっしゃいますとおり、その利用部屋数によって利用金額、決まっております。今3万円というお話ありましたが、3万円については1室利用で1か月利用した場合は1人3万ですので、1人利用の場合は3万となりますが、基本的に共同で利用していただくということですので、今までは1名の利用というのはない状況でございます。

○議 長 7番、奥 高伸君。

○ 7 番 この表を見ると4室、皆さんで入らないと1万5,000円にはなりませんよね、そうですね。

(「はい」の声)

○ 7 番 まず一つは、料金的な問題、1人3万円ということになると町営住宅よりも高くなります。そして、雪の心配がなくて安心だという問題ですけれども、これは多くの人は入っても自宅があると。この雪の問題があるから簡単に行かれないんだという問題もあります。

そういう部分、そして、あと私がこの共同住宅の利用についてという部分を見ましたら、大きな問題は退去のとき、この建物の中を全部きれいに掃除しないと出られないというそういう条項ですよ、これ。いろんな形で高齢者は使いづらいというような私は認識を受けたんですが、課長、いかがですか。

○議 長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長　お答えします。

利用についてですが、確かに4名利用しないと1万5,000円にならないというのはそのとおりでございます。今まで利用していただいた方も、この表にあるとおり料金を頂いております。その点で、やはり4名入っていただければ安く入れるというようなことではありますが、今まではそのようなことではなかったということです。

あと、退去する際にきれいにクリーニングということですが、特別ハウスクリーニングを入れてやってくださいということではなくて、自分の部屋、それから共同スペースについて、家族の方、引っ越しの際はいらっしゃいますので、一緒にお掃除してくださいという程度でお願いしているところです。

○議　長　7番、奥　高伸君。

○7　番　時間ですから。ただ、今の退去の部分、高齢者には非常に高いハードルだと私は考えます。これが例えば4人一緒に退去されて4人一緒にされるんだといいんだけど、1人とか2人しかいらっしゃらないときに、退去時にこれをしろということは非常に厳しい部分だと思います。町長、何とかせつかくの施設ですから、利用しやすいようなことを考えながら運営していただきたいと思います。

○議　長　時間がまいりました。

答弁、町長。

○町　長　この住宅建てた経過は、奥議員、よくご存じだと思います。私、副町長在職中にアンケートを取ったら、みんな造ってけろ、造ってけろという部分あって、入るわい、入るわいという部分だったのね。そうしている中で造ったわけですが、条件としてはやっぱり共同で、いわゆる介護とか介助とか必要のない人が入るとい、それが原則だ。そういった中で組立てたものだから、掃除とか何かというのは、それは掃除、じゃ、お年寄り大変だから免除するかというんでなくて、自分のやれる範囲で掃除をやってもらう、やっぱりそのぐらひはやっていただきたいというふうに私は思います。その中身についてはそれぞれ退去するときに、係員、何か立会いで利用状況とか確認するわけですから、無理にならない加減に掃除だけしてくんちえというくらいの掃除だというふうに私は認識していますので。

ただ、全然掃除しなくて退去していいですよというのは、これはやっぱり最低限のことは自立して生活しているわけですから、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議　長　以上で、7番議員の一般質問を終わります。

(4 番目、8 番議員、黒川廣志議員の一般質問)

○8 番 傍聴の皆様、遅くまでご苦労さまでございます。

私は2点について通告しておりましたので、よろしくお願いいたします。

1つは、高齢者住宅の屋根の雪下ろし支援と空き家の排除雪について。

昨年年末も豪雪に見舞われ、町も豪雪対策本部を設置中ですが、今日解除したという連絡がありました。今冬も豪雪地帯に指定されている地域において屋根の雪下ろしや雪片づけで高齢者が犠牲になっています。

総務省、国土交通省も高齢者住宅の雪下ろしに対し支援を行っています。高齢者が冬期間に雪の心配もすることなく安全・安心に過ごせるために、以下、伺います。

1つ、県下一の高齢化率の当町の高齢者住宅の屋根の雪下ろしについて、どう認識されていますか。

2、高齢者宅の屋根の雪下ろしに対して支援すべきですが、いかがですか。

3、空き家の排除雪対策も喫緊の課題です。どう対応されますか。また、空き家対策促進のために空き家等適切管理条例を制定すべきですが、いかがですか。

2番、難聴高齢者の補聴器購入の助成について。

高齢化率の増加と相まって、加齢に伴う難聴者は増加傾向を示しているのではないのでしょうか。また、認知症との関連性も指摘されています。厚生労働省は、令和2年度に各自治体に高齢難聴者の存在を把握するための取組に関する実態調査を行いました。難聴高齢者の不自由さを解消し生活の質を維持するためにも、補聴器の利用促進を図るべきと考え、以下、伺います。

1、難聴高齢者を対象とした専門医による相談窓口を設置すべきですが、いかがですか。

2、毎年実施している金山町総合健診で聴覚機能検査を追加すべきですが、いかがですか。

3、難聴高齢者の補聴器購入に対して助成すべきですが、いかがですか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 黒川議員の質問にお答えいたします。

当町における高齢者住宅の屋根の雪下ろしについてでございますが、通路への落雪防止や屋混みなどにより屋根へ雪止めを設置している住宅については、その住人や管理者の責任により、ある程度の積雪ごとに雪下ろしが必要であり、高齢者にとって大変危険な作業であると認識しております。その作業については、知人や親戚などに依頼される場合や、町内業者に実施を依頼される方もいらっしゃると思います。ただ、雪下ろしの際の安全が確保できないなどの理由により作業

ができない住宅もあるようです。

作業に対する支援ですが、現在、町で実施している高齢者及び母子世帯等除雪対策事業において、自ら作業を行えない高齢者世帯、母子世帯等を対象として除雪に係る費用支援を行っています。屋根の雪下ろしについても事業の対象となっていますが、屋根の形状や周りの状況により安全な作業ができない場合は、作業をお断りする場合もあるとのことであります。

次に、空き家の排除雪対策についてですが、本年度改正した高齢者等雪対策では、空き家の除雪は補助等の対象としておりません。ほとんどの空き家所有者の方は、自ら除雪を実施する、または地区組合や建設業者に依頼して除雪されていると理解しております。空き家の管理は所有者が適切に行うことが原則であると考えておりますので、今後も空き家の適正な管理を呼びかけてまいります。

また、空き家の適切な管理を促す条例の制定についてですが、条例よりも上位に当たる法律として空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月より全面施行されておりますので、条例制定の必要性についても十分見極めながら空家対策を進めたいと考えております。

次に、難聴高齢者の補聴器購入の助成についてお答えします。

まず初めに、難聴高齢者を対象とした相談窓口についてですが、専門医を配置してまでの相談会は現実的ではないのかなと考えます。といいますのも、町では聞こえにくいなどの軽い難聴者の数を把握しておりません。まずは各地区の健康相談会の中で保健師が相談を受け専門機関につなげたり、福島県の障がい者総合福祉センター主催の聞こえと補聴器の相談会も、毎年、県内何か所かで開催される予定ですので、今あるものをまずは周知活用していきたいと考えております。

金山町総合健診での聴覚機能検査はどうかとの質問でございますが、現在、総合健診は健康増進法に基づく検査項目を福島県保健衛生協会へ委託し実施しております。その中には聴力検査は含まれておりません。

特定健診の目的は、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見が目的であることから、健診項目に聴力検査が含まれていないことによります。現在、国において認知症研究の一環として、難聴改善による認知機能の低下予防について研究を行っている状況であり、検査項目への追加は不明であります。

金山町においては、地区相談会や専門職による訪問の際にも、聴覚検査について具体的な要望や相談がない状況ですので、現時点では実施を考えておりませんが、町で実施している人間ドックにおいては聴覚検査が検査項目となっております。

難聴高齢者に対する補聴器購入に対する助成についてでございますが、聴覚に障がいがあり補聴器が必要な方については、障がい者施策において聴覚障がい者認定による障害者手帳の取得、その後、専門医の意見を基に補聴器の給付が基本

1割負担で受けられる制度がありますので、町ではその事業を行っております。

加齢性難聴で障害者手帳の交付対象とならない中等度以下のレベルの方に対する助成については、今回初めて聞く内容でありますので、国・県の動向や近隣町村の状況も踏まえ研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 今の町長の答弁ですと、高齢者にとって大変危険な作業であると認識しているという回答がありました。それで私も町内ずっと回って、なで止めがある住宅、これ空き家も含めてですけれども調べてきました。約30件ほどあるんです。その屋根のなで止めがある家が約30件ございます。そのうち80%が川口の例の商店街の住宅です、飲食店。これは川口の飲食店もそうですけれども、高齢化になっているから、当然、屋根の雪下ろしに非常に困っているという話も何回か聞きました。

あと、横田地区にも何件かあるんですけれども、ほとんどは国道252号線沿いにある家の屋根に雪が落ちると、当然その家の持ち主の人が例えば下に屋根の雪が落ちて、例えば車が壊れたとか、人が歩いていたらがしたとかで補償しなきゃいけないということで、なで止めしているんですけれども、そういう状況なんですよね。

それで、建設業者にも私問い合わせしてみました、電話ですけれども。対応するという業者は2業者でした。それもそれぞれ条件があって、例えばはしが届かないようなところとかいうようなところについては無理だということはあるという回答がありました。

それで、ある業者の話ですけれども、今年1回だけ、川口地区ですけれども屋根の雪下ろしをしたことがあるそうです。今年はちょっと雪が少なかったですね。それで、その方もおっしゃっていましたが、やはり屋根の雪下ろしをする人たちも、どんどん高齢化して、これから例えば屋根の雪下ろしも大変な状況になるんじゃないかと、そういうようなことをおっしゃっていました。そういうことを考えると、やはり屋根の雪下ろしについて、もっともっと僕は真剣に町は考えなきゃいけないと思います。

それで、実は最初、説明のとき述べましたが、総務省と国交省で屋根の雪下ろしについて支援していますよね。その関係について把握していますかどうか聞かせてください。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 議員のご質問にお答えいたします。

今、総務省及び国土交通省の除雪、屋根の雪下ろしの支援というお話ありました。私のほうで把握しておりますのは、国土交通省のほうで実施している克雪対

策、雪に対応する対策というようなことで、補助が2分の1出る事業がございます。ただ、その事業につきましては、今現在ある事業に対してということではなくて、今年の12月から実施しております除雪支援員というものがありますが、そのような今後その克雪対策に対する新たな取組に対する支援ということに対して補助金が出るそうです。それを利用しまして今年の12月からの実施分、それから令和5年度からの実施分について、除雪支援員のいろんな活動に対して補助金をもらうというようなことで予算計上しております。直接的な支援ということでは、申し訳ありません、把握してございませんでした。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 私、今の国交省の支援事業については把握していますけれども、総務省でも支援しているんです。今話題になっている高市さんが総務大臣の時代です。ずっとデータ見ましたら平成27年になっているんですけども、26年に豪雪が2回あったんです、1月から2月にかけて。それで統計でいくと40人ぐらい自宅の屋根から落ちたとか、あるいは屋根から落ちた雪で埋まったりとか、実は40人の方が亡くなったそうなんです。それで国でも大変だということで、実は、これ平成27年2月13日です。後ほど、これ、見れば分かると思います。高齢者の雪下ろし支援について（通知）と書いてあります。その3項目あるんです。その前提として、その所要額の8割を措置する。

1番、雪下ろしが困難な世帯に対する支援に要する経費として、自ら雪下ろしを行うことが困難な高齢者などが民間事業者に雪下ろしを委託する際の費用に対して助成し、または自治会や除雪ボランティア云々ということでそれを支援するということです。その費用については8割支援しますよ。

あと、2番目は雪下ろしの安全対策ということで、例えば命綱とかヘルメットとかそういう講習会をやるとかという費用についても支援しますよ。

それともう一つは、これも後で出ますけれども、担い手を育成するための費用です。先ほど言いましたけれども、建設業者も屋根の雪下ろしに対応するという業者がなかなかいなくなっているでしょう、今。高齢化になってから、やっぱり怖いんですよね。ということを考えれば、雪下ろしの担い手を金山町でもやっぱり町としてつくっていくということが必要だと思います。そのためにも80%支援するということですよ。

僕は問合せ先に電話しました、ここに。そうしたら今でもやっていますよということです。何でもこういうことを把握できないんですか。

○議長 答弁、副町長。

○副町長 保福課長の答弁漏れがありましたが、その事業については平成26豪雪か、その当時に国のほうから連絡がありまして事業自体は知っておりました。なかなか金山町として事業を組み立てることが困難であったため後回しというふうな状況

でありました。

以上です。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 いや、僕は高齢者のことを考えても、この時点から具体的に、8割補助出るんですよ、それをやるべきだったんですよ。そこはきちっと反省してくださいよ、今後そういうことのないように。これからだって対応できるわけだから、今年の冬に向けてきちっとその成案を出して、それで総務省のほうに申請すればいいんじゃないですか、それは受けるかどうかは分かりませんが。そういう取組もぜひやってください。お願いします。

それで、屋根の雪下ろし支援で僕もちょっと調べてみましたけれども、結構全国で豪雪地帯でやっているんですよ。長野県の高山村の話も前したことありますけれども、津南町とかあるいは、これは新潟県ですけれども、飯山、柏崎、秋田、青森とかというところでどんどんやっているんです。それはやはり高齢者がどんどん増えてきている中で、やっぱり行政としても支援をしていかなきゃいけないということでやっているんです。条件はそれぞれ違いますけれども、そういう参考例もぜひ見ていただいて、今年の冬に向けて具体的にやっぱり対策を立ててもらいたいというふうに思います。

一応、今年の予算で高齢者の雪対策で予算出されていますけれども、プラスやっぱり屋根の雪下ろしについてはも具体的に今年の冬に向けて対応策を決めるべきじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長 長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 議員のご質問にお答えいたします。高齢者等の屋根の雪下ろしにつきましては、町で実施しております高齢者及び母子世帯等除雪対策事業というのがありますが、その中で家の周りの除雪事業に対しても支援しておりますが、屋根の雪下ろしを実施した場合についても、この事業の対象となっております。

ただ、先ほど申し上げたとおりいろいろ条件等ございますが、この事業で対応はしていると承知しております。

○議長 長 8番、黒川廣志君。

○8番 だから、先ほど前提で私述べましたけれども、建設業者が一応その契約を結んでやっているんだけど、ほとんどの建設業界の皆さんは、もう屋根の雪下ろしは勘弁してくれということなんですよ。一部まだやっている方いらっしゃるけれども。そういうふうになると、屋根の雪下ろしについて具体的にやっぱり屋根の雪下ろし隊でも何でもいいやな、名称はどうでもいいけれども、そういうのをグループをつくって、それでそういう人たちが例えば家の周りの除雪を含めてやる、そういうふうに体制を私は強化すべきじゃないかというふうに言っているんです。回答してください。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 結論から申しますが、昨年の冬ですか、除雪支援制度を設けて対応したわけですが、そういった中で今黒川議員おっしゃった、いわゆる屋根の雪下ろしをしていただく人の確保、こういった部分で確保できるのか、そういった部分をちょっと研究させていただいて、今年の冬には何とか建設業者含めてそういった部分のこういったことをすれば対応できるのか。ただ人を集めても、若い人幾らいても高いところは駄目だという人は駄目ですので、その辺、大変難しい部分はございますが、一応、社会福祉協議会に委託してその事業をやっているわけですが、そういった中で参画している業者もおりますから、そういった部分も含めて屋根の雪下ろしに従事する人の確保に努めていきたいというふうに思います。

○議 長 8番、黒川廣志君。

○8 番 今、町長からも答弁ありましたけれども、僕はやっぱり建設業団体の皆さんと事前に、例えば年度が明けてからでもいいと思いますけれども打合せをして、具体的に例えば若手を含めてそういう体制をつくっていくというようなことで、ぜひ取り組んでいただきたい。今年の冬までにはそういった体制にするという今の町長の答弁ですので、ぜひそれを促進してもらいたいと思います。

それと、もう一つは3番目の条例制定の関係ですが、今は協議会条例というのがありますよね、協議会条例。それで近隣町村を調べてみました。そうしたら会津美里町、湯川村、会津坂下町、三島町、この4つの町村が空き家対策適正管理条例というのを制定しています。それは要するに協議会プラスこういう条例をつくって、空き家対策に対しての強制力のある程度持たせるという制度なんですね、これ見れば分かると思いますが。そうですよ。

じゃ、首振っているんで、私は調べてみますけれども、そういった意味で、まず一定程度、協議会だけじゃなくて、そういう強制力を持つような条例をつくって、そして、やっぱり空き家の対策を促進するということが必要だと思います。

それで、例えば空き家の除雪についても、一応、近隣町村とか空き家の持ち主がやっているんだよという回答をされていますけれども、僕は全てそういうふうになっているとは見ていません。やはり空き家の自宅もそのまま、冬だって例えばその空き家の雪がどうだなんて点検に来る人もいるかもしれないけれども、僕の集落でそういう人はほとんどいないです。そうになると、当然、隣近所に迷惑かかるわけです。そういうことを含めると条例の制定を私は急ぐべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 答弁、副町長。

○副町長 空き家条例に関するご質問ですが、町でもこの平成27年条例制定前に空き家条例をつくったらどうかという話がありまして検討した経過はあります。その段階においては、特定空き家に指定して行政代執行する案件が生じた場合には条例

をつくったほうがいいということになりましたが、町ではそういう案件がなかったために条例の制定を見送った経過があります。その後この条例ができましたので、条例の内容の再掲、追加、協調的な条例として新たにつくることは今後特定空き家等の対策をする上で必要であればつくるべきだというふうに考えております。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 必要であればということですが、必要だというのは分かるんだけど、必要であればということはどういうふうに受け止められるんですか。

○議長 答弁、副町長。

○副町長 この条例、特定空き家法、これのできる27年以前に全国で500から600の条例がつくられました。この条例ができた後は百幾つくらいに数が減っていき、内容的にはこの法律が上位にあるために特別につくる必要がないという判断している町村が多いというふうに聞いておりますので、その点も含めましてその辺を研究したいということです。

○8番 これ、三島町は条例を持っているから、ちょっと読んでみますけれども、13条、これは行政代執行法、法律だよ、それに従い自ら義務者のなすべき行為をし、または第三者にこれを行わせ、その費用を当該空き家等の管理義務者から徴収することができる」ということもうたっているんだよね、これ。三島町の条例は。だから、当然やはり空き家対策を促進するためには、金山町だってこの条例を制定すべきじゃないんですか。

○議長 答弁、副町長。

○副町長 黒川議員おっしゃられるように、三島の条例は国の法律を強調する目的でつくられているというふうに今の条例では読み取ることができます。町としなくても空き家対策に力を入れていく上で、やはりつくったほうがよいということであればつくる方向で研究させていただきます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 ぜひ作成してください。先ほど言いましたが、4町村も全て同様な、若干字句の変更ありますが同様な内容になっていますから、よろしくお願いします。じゃ、次に、移ります。

高齢難聴者の支援についてですけれども、まず70デシベルから上の人については重度難聴として障害者手帳を取得されるわけですが、そういう解釈でいいんですよね。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

身体障害者手帳の程度等級表によりますと、一番程度の低いものは6級ということになりますが、6級については耳の聴力レベルが70デシベル以上、もう一

つが、片方の耳の聴力レベルが90デシベル以上、違うほうの耳の聴力レベルが50デシベル以上の場合は、この6級に該当します。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 ですから、要するに軽い人、中間の人の助成をしてくださいということで私は質問したんです。これは勉強のつもりで、みんなも分かんないかもしれないので聞きますけれども、分類がありますよね、今話がありましたけれども。それで30デシベルから45デシベルというのは、例えば聞き間違えたり会議などで聞き取りにくい、家族からテレビの音が高いとか言われたぐらいの人は大体30から45だと。中度になると普通の会話が困難ということです。耳のすぐそばで話してもらわないと普通の会話が困難。大声なら聞こえるという形で、こういう人たちに対する支援をすべきじゃないかということなんです。

私の集落にも補聴器を使っている方がおられます。実は全国的にこの助成制度をやっているから、ぜひ金山町議会でも質問してくださいよと実は私に要望がありまして、その方の声を聞きながら一応勉強しながら質問しているんですけれども、厚労省の令和2年度老人保健健康増進等事業ということで実態調査をやったんですけれども、この内容についてご存じですか。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

令和2年度に老人保健健康増進等事業というようなことで、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究というようなことで、これ、各自治体にアンケート調査等を行って、それを取りまとめた資料ございますが、これについては正直、議員からご質問あって調べた状況でございます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 そのデータを見ますと、調査対象は地方公共団体全部なんだよね、1,741団体。金山町も来ていると思うんです。調査されたんですか。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 その当時の資料を担当のほうで確認したんですが、このアンケートについては回答していないようでございます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 僕も多分そうじゃないかと思ったんだけど、調査して集計したら940団体なんです。だから集計率は54%、半分はこの調査に応じていないんです。それで、その調査に応じた団体でも940団体で、聴力健診をやっている団体は4団体しかないそうです。ほとんど聴力健診はやっていない。99.6%の団体。そういうことなんですよ。

それで、何でやらないかということで、それも調査したらしいんだけど、

「高齢等の裏づけがない」というのが66%、「住民からの要望がない」というのが63%、町長の答弁にもありましたけれども、あまり耳遠いからというような話は聞こえてこないなんて話ありましたけれども、実態はそういうことなんですよね。

それで、難聴高齢者の補聴器購入に助成しているかどうかということも問合せをしたら940団体の7団体、0.7%ですよ、実施している。一部助成しているのが29団体、実施していないのが890団体、94.7%です。ほとんどの団体が難聴高齢者に対しての助成制度は実施していないということ。これから予定することがあるかといったら、予定していないというのが814団体で、ほとんどの団体が予定していない。

それでもう一つ、今度日本補聴器工業会というのがあるんです。これは補聴器を製造している会社の団体だと思いますが、その調査もあります。これは1万4,000人を対象にした調査だと。これは昨年やったんです。それで75歳以上で34.4%が難聴だと思っているんです、自分が。分かるでしょう、僕が言っていること。それで中軽度難聴者の補聴器所有率というのは38%から42%、耳があまりよく聞こえないけれども、4割弱しか補聴器を使っていないということ。

それで、私、最初に述べましたけれども、要するに難聴は認知症を促進する原因になっているんじゃないかと今言われていますよね。そういう状況の中で、やっぱり難聴対策というのは僕は本当に大事だと思うんです。

さらに、補聴器1台どのぐらいの値段で買っていますかということで調査したら、10万から30万ぐらいだそうです。いろいろ見ると2万、3万とかありますよね、安いやつは。だけれども実際やっぱりそういう低額のやつは聞こえないという感じが多いらしいんで、やっぱりこれだけの金額のものを使っているということ。だから、特に高齢者の方は年金生活がほとんどなわけですから、そういった意味では、やっぱりこの補聴器に対する助成というのは私はすべきだと思います。

それで、この調査結果の77%の方々が町なか、例えば道路を横断するとかそういうときだよね、補聴器をつけることによって安心して歩けるようになったというふうに回答しているんですよ。だから、そういうことを考えていくと、この補聴器の問題については、もっともっと私は真剣に考えていく必要があるんじゃないかと。

例えば今、河川整備事業でダンプも多いし、建設事業は一応終わったけれども今のところダンプは多いですよ。そういう中で難聴の方が道路を横断する場合、非常に危険なわけですよ。そういったことを考えると、この問題についてはやっぱり真剣に考えていく必要があるんじゃないか。要するに補聴器をつけることに

よって高齢者の皆さんも、やっぱりじゃ表へ出てみようとか、お茶飲みに行ってみようか、耳は自然にふだんどおりに聞こえるようになるわけだから、そういう意味では、私は町としてこの補聴器の助成については真剣に考えていかなきゃいけないというふうに思います。

それで、要するに町長答弁ですと健康相談会とか各地区でやっているんで、この中で難聴に対する相談もどうなんだよということで、私たち、調査すべきだと思うんですけども、どうなんですか、これ。

○議長 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康相談会等というお話です。それで健康相談会、各地区で毎年実施されており、その中に参加いただいた方についてはお話ししながら、そのお話しする中で、ちょっとこの方は耳遠いかなんていうのは保健師、専門職であれば感じるころかなと思いますので、そういうところは把握しながら、ちょっと病院どうですかとか、そういうものにつなげていけたらなというふうに思います。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 だから、その方法もあるし、あるいはまた別な方法もあると思いますけれども、要するに加齢に伴う難聴者の把握を金山町として本気でやるべきじゃないか、そのことについてはどうですか。

○議長 答弁、町長。

○町長 難聴高齢者の部分ですが、私もちょっといろいろ調べさせていただきましたが、結構、都市部の自治体では助成制度をつくっているみたいです。ただ、補聴器といっても値段もピンからキリで大変高額なものはあるんですが、私の調査した部分では助成額、具体的にどのくらいかなと思って見たら、2万5,000円から3万程度の助成額。そして、対象者は自治体によっては65歳以上の高齢者、あるいは60歳以上の高齢者ということで、二、三万ぐらいの助成で間に合うのかなんていうふうな部分に思いましたが、いずれにしる宮下病院の院長先生も耳鼻科の先生でいらっしゃいますので、幸い。ですから、近くに専門医がいるわけですから、そういった部分の難聴に対する相談も設定できるのかなというふうに考えますので、そういった対策も取れるようなことで考えていきたいし、この補聴器購入の助成については、黒川議員おっしゃるように考えたらいいんじゃないかという部分ですから、考えさせていただきます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 今、町長からも答弁ありましたけれども私も調べてみました。全国で、ある調査によると100の自治体が補聴器に対する助成をしているんです。金額的にも今の町長の答弁と同じ内容。

例えば、先ほど言いましたけれども10万から30万を使用しているというならば、そのごく本当に一部だけれども、行政が耳聞こえない者に対しても2万か

3万、助成してくれるとなれば、私は年寄りの皆さんは生きがいを感じると思いますよ。だから検討してください、具体的にこの関係について。答弁してください。

○議長 答弁、町長。

○町長 前向きに考えます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 だから、前向きに考えますと、何で検討していないと言わないのか僕は分からないんだけど、前向きに考えますと検討しますと同じだと思うんだけど、違いますか。

○議長 答弁、町長。

○町長 いろいろほかの町村のことも参考にしながら、こういった助成額がいいのか、そういった部分を含めて研究をしなければなりませんので、いつ頃までに成案にしたいという部分は、この場では返事はできませんけれども、前向きに考えさせていただきます。

○議長 8番、黒川廣志君。

○8番 最後になりますけれども、高齢者の屋根の雪下ろし、高齢に伴う難聴の関係、お立会いの皆さんが今悩んでいる困っていることについて質問させていただきました。

金山町も残念ですけれども高齢化率がどんどん増えているということは間違いないし、実は私も、もう81歳です。今年の冬、12月は大雪降りまして豪雪対策本部、町も設置しましたがけれども、実は私、町道にかかる蔵がありまして、そこになだれ止めをしていました。自分が転んじゃって肋骨を折っちゃって動けなくなっちゃったんですけれども、どうするかなと僕は悩みました。業者を何とか見つけて、それで下ろしてもらったけれども、僕はやっぱり高齢者の方々はそういう状況だと思います。だから今年の冬に向けてそういうあれをつくっていくということですから、ぜひ高齢者の皆さんが安心して冬場を過ごせる、雪下ろしを町でやってくれるようになった、あるいは耳が聞こえない者については町が面倒するようになったとなれば、さらに私は生きがいを感じて生きていただけるんじゃないか、そういうようなことでお立会いの皆さんの代弁をするばかりになりましたけれども、町民が安心して安全に暮らせるというのが町長の公約の第一の項目なわけですから、ぜひそれを頭に入れていただいて促進をしていただきたいということだけお願いして、私の質問を終わります。

○議長 答弁、町長。

○町長 屋根の雪下ろし、今、そのほかに高齢者世帯の雪対策という部分で昨年からいろいろ取り組んでいるわけです。除雪支援制度も設けたわけですが、それで終わりということではないので、それぞれの高齢者の除雪の支援については、その都

度やはり、その時代時代に合った、時代の要請に基づいた支援対策はしていかなければならないというふうに思いますので、そういった気持ちで取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で、8番議員の一般質問を終わります。

(5番目、2番議員、坂内 譲 議員の一般質問)

○2 番 皆さん、おはようございます。

私からは大きく2点、質問いたします。

1、沼沢湖のヒメマス現状とその対策は。

当町は、豊かな自然に恵まれ、特に温泉を含めた地下資源が豊富な町で、福島県内では有名な場所として知られています。天然の炭酸水もちろんそうですが、只見川を中心に多くの河川が町内を潤しています。そして、沼沢湖には福島県内では沼沢湖にしか生息していないヒメマスが金山町の特産品として多くの商品になって、観光客に人気となっております。ところが、近年の環境の変化で、魚から取れる卵が極端に少なくなったり、それに伴い、他地域からの稚魚の買取りまでもが少なくなり、放流数の十分な確保ができていないと聞きました。

そこで伺います。

福島県と金山町で一体になって、ヒメマスの保護・増殖のために調査や環境整備をしてきたと思いますが、今までの経過と現状はどうなっているのか伺います。

2、会津には海がなく、それによって商品価値のある魚は極端に少ないと思います。そのような中でも、ヒメマスは魚の特性や味、そして、活用範囲が広く、特産品にするのにもってこいの魚だと思います。安定供給し、会津を代表する魚に育てていくべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

大きな2番、電気代高騰による町への影響は。

世界はここ数年、誰も予測できない事柄が多く続いています。安定していたエネルギーの問題も、電気自動車の普及がこれからだというこのときに、全世界を巻き込んだエネルギーショックが起こっています。まさかというぐらいの電気代の請求が来たと皆さん嘆いております。

水力発電所を複数箇所設置され水資源が豊かな当町でも、このようなエネルギーの心配をしなくてはならなくなった現状を踏まえて伺います。

当町内の発電施設からの外部への電気供給量とその供給量が一般住宅何戸分に当てはまるのか伺います。

2、当町では、過去に小水力発電や地熱発電の再生可能エネルギーの利用、計

画もあったと聞いております。実際の活用例を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁、町長。

○町長 坂内議員の質問にお答えいたします。

ヒメマスの保護・増殖のためのこれまでの取組についてでございますが、町では、平成２２年から魚族保護・増殖事業として毎年補助金を交付するとともに、平成２５年度には畜養池整備、平成２６年度にふ化場建築整備に係る経費の補助を実施してきました。福島県においては、内水面水産試験場の取組支援として、沼沢漁業組合と一体となって前の沢に遡上するヒメマスの産卵、ふ化の状況調査、平成２４年からは放射能のモニタリング調査などを行ってきました。

解禁を迎えてからは、福島県関係部署、内水面水産試験場、会津若松建設事務所、宮下土木事務所と町関係者、金山町、沼沢漁業協同組合、集落、東北電力で沼沢湖のヒメマスを考える会を設立し、毎年、情報交換を行っております。会の発足後に県による前の沢への魚道の設置、周辺整備を実施したほか、沼沢湖のヒメマスを考える会会員による産卵床の整備などを実施してまいりました。

また、昨年度から、県内水面水産試験場において実証研究を実施しております。研究内容としては、遠隔観測装置を用いた漁場環境、漁業資源の状況把握などを行うというもので、令和５年度を目途として現在調査中となっております。

次に、ヒメマスの特産化と安定供給でございますが、議員おっしゃるとおり、ヒメマスは当町にとって大変貴重なもので、ヒメマスとの関わりには歴史もあり、特産品として誇るべきものと考えております。残念ながら、昨年度から稚魚の放流を行っておりません。全国的なヒメマス不漁による発眼卵の購入ができないこと、沼沢湖においても、親マス遡上数が少なく卵の確保ができないためであります。そのため、昨年度から部分禁漁を行うなど対策を講じてきましたが、本年度においても現状の回復には至っておりません。

町としては、ヒメマスに関わる関係者と協議しながら課題解決に向け取り組み、解決後は、ヒメマスが金山町の特産品として広く認知されるよう進めていきたいと考えております。

次に、電気代高騰による町の影響についてでございます。

町内にある５つの水力発電所における年間発電量は、令和３年度で約１１０万メガワットアワーとなります。これは、あくまでも概算であり、電力会社からの聞き取り調査の結果をまとめたもので、公表はされております。

１世帯の年間使用電気量については、標準家庭平均年間消費電力量３，６００キロワットアワーを基に試算すると、約３０万世帯分となります。

次に、再生可能エネルギーの活用について申し上げます。

金山町における活用例でございますが、町及び個人による太陽光発電以外は実

績がありません。

小水力電力については、町が主体となり、平成3年度及び平成24年度から25年度にかけて町内を調査し、その中で最も有力な空冷沢用水を使用した小水力発電の試算を行いました、結果的には断念しております。

地熱発電については、民間業者が、中川栗団地周辺における地熱発電と農業利用計画を立て、平成27年度に地元説明会などを実施しておりますが、残念ながらこちらでも断念しております。

どちらも500キロワット程度の小規模な発電計画でありましたが、事業を断念した理由は、電力会社との系統連系の調整がつかなかったことであり、既存の送電線の空き容量がないため、送電線を自前でつくらなければならず、採算面から事業実施には至らなかったという経過がございます。

以上です。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 それでは、順次再質問をしていきたいと思います。

まず、この町長の答弁書に書いてあるように、町では、県も含めてずっとヒメマスの活用を含めた、補助も含めて魚を増やすための努力はずっとしてきていると思いますけれども、それは町としても県としても、福島県の大事なヒメマスは資源だということは感じているということですよ。

○議長 長 答弁、町長。

○町 長 議員おっしゃるとおり、このヒメマスについては大変貴重な資源でございますから、県内でも沼沢湖だけに生息しているという、あとは、歴史的な経過からしても、大変重要な地元の資源だというふうに認識しております。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 そこを踏まえて、増殖に対して今、内容が出ているような補助も含めてやってきていたと思いますが、多分増殖とかそれだけではなくて、品質向上のためとか、安定した漁獲高になるための補助金も結構出していたと思うんですが、その答弁を農林課長にお願いしたいと思います。

○議長 長 答弁、町長。

○町 長 過去の町の支援でございますが、沼沢ヒメマスの捕獲については、漁業協同組合が主体的にやっているわけですが、その中で、いわゆる網をかける人が高齢のために辞めて、その後継者づくり何とかできないかというような部分での支援なども行ってきた経過はございます。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 それ以外にも、例えば、製品を安定させるための冷凍保存庫とか、あと、沼沢の清水荘の中をうまくするとか、そのあたりのところをちょっと教えてください。

○議長 長 答弁、農林課長。

○農林課長 2 番議員のご質問にお答えします。

まず、ヒメマスの品質を確保というようなことで、急速冷凍庫、ブラストチラーというものを清水荘内に設置し、急速冷凍をすることでヒメマスの品質を確保するというようなことで取り組んでおります。そのほか商品活潑のために、ヒメマスというわけではありませんが、結果的にヒメマスを活用した町内での加工業者さんの支援というようなことも行ってきました。

○議 長 2 番、坂内 譲君。

○2 番 やはりヒメマスは私もこの地域になくてはならない産品だと思いますので、町も含めてそのような補助をしてきているのを確認した上で、やはり今、現状の漁業協同組合さんの状況を教えていただきたいので、この漁業協同組合さんの、多分一度解散をした後に新しく立ち上げた漁業組合だと思うんですけども、その現状を、何年に新しく漁業組合をつくった上で、今、会員含めてどのぐらいでどのような活動をしているのか教えてください。

○議 長 答弁、農林課長。

○農林課長 2 番議員のご質問にお答えします。

ちょっと詳細は分かりませんが、まず、今の沼沢漁業協同組合は平成 15 年の 4 月に設立されました。それまでは沼沢地区の住民を中心とした沼沢漁業協同組合というものが組合活動を実施しておりましたが、高齢化等によってちょっとできなくなった、その時点でこのヒメマスを守るためにというようなことで、町内の有志が 15 年にそれを引き継いだというふうに認識しております。

今現在、ちょっと組合数ですが 43 名だそうです。

○議 長 2 番、坂内 譲君。

○2 番 このカいの漁業協同組合の今のこの現状を踏まえて、組合員のほうに今の現状を説明したような経過があるのか確認します。

○議 長 答弁、農林課長。

○農林課長 組合員のほうに今の現状を説明した経過があるのかというような、この今のヒメマスの放流ができない状況になっているというようなことでしょうか。

(「はい」の声)

○農林課長 これについては、沼沢漁業協同組合が総会の中で説明することになっております。町として何らかの組合員に対する説明をするような予定はありません。議員心配されていることをちょっと先走って話しますと、本年 3 月 17 日に総会の中で、今年の実績というようなことで話される予定になっていると聞いております。

○議 長 2 番、坂内 譲君。

○2 番 私はそこを一番心配をしていたところで、やはり現状こういう状況になったから、これはもうしょうがないだろうというようなことを今の現状で総会が、この

議会が終わった17日にやるという状況で説明をしますということではなくて、これだけ大変なことならば、やはり臨時の総会というかを開いた上で、説明はすべきだったのではないかと、それも含めまして、町もその状況を分かっていた上で、なぜこれだけ補助金も入っているような状況のヒメマスのことを他人任せみたいな形にしているのか、それに対しては、私としてはなぜなのかを聞いてみたいです。お願いします。

○議長 答弁、農林課長。

○農林課長 町として何も手を打ってこなかったのかというような話かと思いますが、町としては、このヒメマスの状況を昨年から聞いております。この点について漁業の役員の方に話をしながら、議員心配されるように、組合員の周知を図る必要があるということから、役員の方には早急にそういった情報を提供するようにというようなことで話をしてきましたが、実際は今のようになっているところであります。これは組合の活動でございますので、町がその運営に対して強くとか、指導するようなことはちょっとできないところでありました。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 私はそこが一番心配をしているところで、以前から、その沼沢漁業協同組合さんの総会含めて、その内容にもう少し責任のある形をしていただけないかということを総会内でも話をしていたような状況を聞いております。その中で、今、この状況になった上で、町がその漁業協同組合に監督含め指導とか、協力体制をしないのはなぜなのかというのは私は疑問に思うんですが、町長、そこはどう思われますか。

○議長 答弁、町長。

○町長 沼沢湖のヒメマスの漁業権、いわゆる法人でございます、漁業協同組合。それは、町は毎年、魚族の保護というような部分で、少額ではございますが補助金は交付しておりますが、これはやっぱり漁業協同組合がいかにその組合を運営していくかという部分が大切だと思います。

今般、非常に問題となっておるのは、いわゆる卵の購入。これが全国的な不漁のために、全国各地のいわゆるヒメマスの生息している部分での漁業協同組合等々に問合せをし交渉しても、各地域でも、いわゆる卵の確保が非常に厳しいというような状況から、このような今のいわゆる必要量の確保ができないという状況はございますので、町としても何とかその辺は対策としてないのかという部分ですが、非常に、いわゆる金銭的な支援を拡大すれば解決するというような問題ではございませんので、これは環境問題にも影響するかとは思いますが、ただ、これを将来にわたって沼沢湖の生息できる環境を確保していかなければならないという部分ですので、その部分については、漁業組合の役員の方からいろんな話は聞いております。

いわゆる一時は、その種を確保するために休漁をするかというような話もございましたけれども、今現在、私が聞いている範囲では、休漁ということではなくて、いわゆる全面休漁ということではなくて、4月1日から9月30日まで漁期があるわけですが、その中でまだ総会開いていませんから、正式な見解は伺っておりませんが、部分的な場所の禁漁、区域とかそういった部分も設定をしながら、その種の確保に向けて努力したい、あるいは、沼沢の前の沢に遡上するわけですが、そういった遡上の機会も逃すことなく、いわゆる地のものの親マスを確保して、採卵の確保をするというような努力をするというように聞いております。

ただ、限界があると思います。

町も指導監督、監督は町が監督権限あるかどうかは分かりませんが、内水面漁業の部分ですから、いろんな禁漁に向けての方策とか何かは県の水産課と打合せをしながら、あとは、当然、組合の中には定款がございますから、その定款の中でどういった方法ができるのか、禁漁といっても、全面禁漁できるのか、いや、全面禁漁はできないんでないかと、いろんなうわさ話は飛び交っているようではございますが、いずれにしろ、漁業協同組合としては、その種の確保に向けて県の水産課と、あるいは、内水面試験場とよく打合せをしながらやっているというふうに聞いておりますので、これはれっきとした法人組織でございますので、町としては、ある程度の種の確保について努力をしていただきたい、その努力する中で支援することがあれば支援はしたいというふうには申し上げてはおりますが、まだこういう支援とかいうふうな具体的な部分ありません。

何と言っても、歴史的な部分、いわゆる卵をほかから購入して、ふ化をさせて放流してきたというような経過はございますから、沼沢湖のそのものの卵の確保も大事ではございますが、やはり今までやってきた卵の確保が一番の問題かなというふうに私は考えております。

いずれ種の の部分も、 が申し上げることは申し上げておきますけれども、組合は組合としての法人であり、役員会有り、総会がありというような部分で、それぞれ定款にのっとりた運営をしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 ありがとうございます。

そのことも踏まえた上で、確かに漁協は法人であって、ところが、沼沢湖のヒメマスを考える会のことが話が出てきたと思いますが、その沼沢湖のヒメマスを考える会の資料の中には、やはりこういうものをやる時には組織が一体となって取組をするべきだと、その中に漁協と金山町、福島県、東北電力、町民という形で、考える会の中ではうたっているんです。

やはり漁協さんだけでできることと、今、言っているようないろいろ状況があ

ったりとかということもあるんですが、その中に町民という、これは私が推測するに、多分そのヒメマスを取っている取扱業者さん、例えば、ヒメマスを販売していたり、ヒメマスを取っている人とか、また、加工品を出している人、そういう人がこのヒメマスを考える会の中に存在をした上で、この先のヒメマスどうするかということをやっていくようなことをするためにこの考える会をつくったと思うんですけれども、何か町民の取扱業者さんがいないがしろになっているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 答弁、農林課長。

○農林課長 2番議員のご質問にお答えします。

このヒメマスを考える会の考え方ですが、これについては、それほど強制力のあるものでもありません。予算ももちろん持っておりません。

それまで各自、宮下土木事務所、これは前の沢の管理をしているところでございますが、ここで前の沢の整備をしたいというようなことがありました。沼沢漁協さんは、前の沢は遡上をする場所であって、魚道をつくったりしていただきたいというような部分がありました。また、地区の方もあそこを整備することによってということで、その地区の方というのは、沼沢集落の方でございます。町も観光的な部分、それから、ヒメマスの増殖を含めて整備していくことについて、それぞれがばらばらでなくて意見交換をしながら、協力できる部分はやりましょうというような会でございます。強い強制力を持った部分ではなくて、それぞれがやろうとしている情報を交換しながらやりたいというような部分で進めております。

そして、なおかつこの会については、保護・増殖、いわゆるヒメマスを放流し、資源を持続させて残していくというような部分をみんなで考えましょうというような内容でございます。

したがって、流通云々、新しい商品開発、そういった部分の予算は入っておりません。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 ただ、これは町民であることは確かなので、それが強制力があるとか、どうこうというだけではなくて、町民も含めてやっぱりヒメマスのことをどうやって残して、それこそ多くできるのかということを考えていったほうが私はいいと思うので、ぜひともそういう形のところは残していただきたいなと思います。

その中で来年度、令和5年度、ヒメマスの漁に関しては、先ほど町長、区域を絞ってやるということがありましたが、今、今年のデータを見ると、五、六百万ぐらいの漁の売上げがあるようですけれども、来年度に関しては、これはそうすると大分減るという形で考えてよろしいのでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町 長 まず、来年度の継続については、総会も17日にやるというようなことを聞いておりますので、その内容については、私のほうは承知しておりません。

○議 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 町として把握していないからとしても、今の状況から見れば、やはり今年度の状況よりは減るはず、というか減っていただかないと、今の卵の状況が大変であって、それでも魚は自由に数取ってもらおうということでは困るんですが、そのあたりのところは指導を含めて、県のほうからどんな感じになっているのか教えてください。

(「県からの指導」の声)

○議 長 答弁、町長。

○町 長 県からの指導、詳細がどういう指導を受けているのかという部分は聞いておりませんので、ただ、その種の確保についての相談というか、そういう部分は水産課と話し合いはしているというふうに聞いています。

○議 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 ですから、心配をするのは、現状として魚が取れない可能性が高いから、今、漁を抑えているはずなんですが、それを現状としては、場所は、区域は決めたにしても、魚を自由に今までどおりという形になったら、またこの秋に大変になるんじゃないかと思って聞いているんですけれども、そこは町としてはどう考えるのかを教えてください。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 なかなか水の中の生き物ですから、漁協そのものも苦慮していると思います、対策の中。ただ、ヒメマスは成魚になるのは3年目ということですから、卵の確保もできなかったという部分は去年からございますので、来年、再来年あたりには一番取れなくなるのかなというふうに思いますから、それについて果たしてどのような効果があるのかは分かりませんが、聞いているところでは、正確な情報でございませんが、禁漁区域、場所を設定して、その場所は禁漁にしようとかいうような対策の必要性を考えているというようなことを聞いております。

それと、去年はそれなりに魚は取れたと思います。ただ、期間が短かったというような部分がありますから、遊漁料についてはそれなりの収入はあったわけですが、遊漁料イコール収獲量という部分にはならないというふうに私は思いますので、その辺は詳しく漁協に聞いていかないとしようがないかと。

ただ、いわゆる定款の中では、これは余計な話になるかもしれませんが、1日に1人が釣る数量は決まっておりますから、そこら辺の徹底化も図るのもその資源の確保、持続性を厳格にそういう部分をやれば何とか効果は出てくるんじゃないのかなと。ただ、今までもそういう数量は守って魚釣りをしていただいていたと思いますけれども、だから、そういった部分のしっかり監視をしながらや

っていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 今、町長、言っていただいたことが私もそうだと思うので、ただ、それをやるには、今の沼沢漁協の体制ではなかなか難しいのかなというのが私も思っているところで、やはり監視をするにも、今、そのことでちょうど、例えば、一番忙しいと言われる時期、春の時期と秋の時期にやはりそこに漁業組合さんがぴったしくっついていくということが、今、現状難しくて、釣る人たちの良心に任せているという状況ではあると思うんです。

ただ、うわさを聞くと、いや何十匹、何百匹取ったとかという話も結構聞くので、やはりそこを強化していただくことと、先ほど卵を取る時期に、これをタイミングを逃すと難しいという話も聞いていますので、その産卵の時期にこの日だけとかではなく何日か、ずっと1か月付きっきりでいるとか、もうそういうのもどうしてもこれから必要になってくるんじゃないかと。その中で、やはり漁協の運営だけでは難しいところを町なりがサポートして、今、この大切な時期に何とか卵を確保するということに対しての支援はできるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 長 答弁、町長。

○町 長 監視の関係で、当然監視を強化すれば、それなりの監視にかかる経費は必要だという部分であります。

ただ、昨年度、漁協の会計を見ても、結構な繰越残高抱えていますし、17日に向けての、総会に向けての予算も、監視の部分にちょっと増額するというような話も聞いておりますし、やはりそこは漁協が主体的に、積極的に動いていただかないと、消極的な動きのところは町がどんどん支援するという部分は、私はどうなのかと。誰もが見て、漁協は一生懸命やっていると、これだけ一生懸命やってもなかなか種の確保が難しい、町でも応援しなきゃならないかと、あれだけ本気でやっているんだからというような姿勢は見せていただかないと、やっぱり主はやっぱり漁業組合の取組です。漁業組合もやっぱりこれから先、漁業権を取得して、あそこの漁場を維持していくためには、それなりの漁協の努力も必要だと思うんです。

そういった中で、町がどういう支援でやっていくのか。ただ、金出せばいいのかという部分ではないと思います。やっぱり組合員自らが監視に当たるという方法もあると思いますけれども、逆に監視員を組合員でなくても、人を雇ってやる方法だってあるかと思っています。人の確保を難しい部分、それはさておいて、そういった姿勢を示していただきながら、やっぱりやっていただきたいというふうに私は考えています。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 町長、私も本当にそう思います。でも、そう思いますが、現状としてのことを考えたときに、これ個人のどうこうではなくて、現状、漁業組合さんが本当に動ける人たちがこの組合員の中でどのぐらいのメンバーいる状況なのかということ考えたときに、主で動いた方がちょっと体調を崩しているとか、いろんな状況を見た上で、やはりこれは町がというよりは、やはり全体的にヒメマスを残すためにどうしたらいいかの知恵を、それぞれにいろんな形で協力できることとかを取りまとめするのも町の声がけだとすごくやりやすいところもあるので、そういうそのリーダーシップを少し取っていただいて、ここは何とか乗り越えるために力を貸してやっていただいて、ここを乗り越えていただきたいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 先ほどから申し上げておりますが、町でも必要とあればそれは支援はします。だけれども、まずはやっぱり漁協そのものもしっかりと活動していただきたい。ただ、組合員の状況を見てみますと、いわゆる漁業を専業でやっている組合員というのは、無理して確保すれば1年か2年、沼沢のヒメマスを利用して、取って加工して販売している方もいらっしゃるんですが、まずはやっぱり漁協でその対策は考えてもらいたいと、そういった部分です。町が全然手出ししませんよということではございませんので、やっぱり町も大変心配しているんです。ただ、その心配する部分が卵を確保できないとか、そういったどうにも解決できない部分ですので、大変苦慮しているところでございますので、その辺は理解していただきたいと思います。

組合員の役員の方も、ほかの仕事を持ちながらの役員を務めていらっしゃるわけですから、そういった部分を考え合わせながら、組合員、役員等で対応できない部分については、先ほども言いましたように、別な人材を確保して組合員の、役員の代わりにやってもらうとか、いろんな方法はできるかと思いますが、そういった中で、幸い今まではこの地元である沼沢集落にも役員の方がおりますから、そういった部分は頻繁に、例えば、前の沢の遡上の状況などは確認できるんじゃないかと思います。ただ、去年は遡上する期間が非常に短かったというふうに私聞いていますので、それで時機を逸したというようなこともございましたので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議 長 2番、坂内 譲君。

○2 番 ぜひともいろんな話をしながら、今、大変なときを乗り越えられるように、ぜひと町に力を貸していただきたいなと思います。

それを含めて、やはり長期ビジョンを考えたときには、やはりこのヒメマスをお卵を取るのが大変だということもあるかもしれませんが、安定供給ができるように、沼沢湖の湖の中で、例えば、今は卵を取って放流するだけなんですけ

れども、成魚になるまでの養殖を、いろんな魚が成魚になるまで養殖をしながら、安定供給をするという形の事業をやっている町村もあると思うんですけども、ヒメマス成魚まで養殖するような形を考えるということを町で考える可能性はありますか。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 長 これは私が聞いている話ですが、ヒメマスは回遊魚、しかも、その水温が非常に関係するということですから、通常の一般的な魚の、いわゆる湖なり海なりで養殖しているような養殖の仕方については、私は難しいのではないかなと。

しかも、あの沼沢湖は、東北電力が上池として揚水発電をしているわけです。揚水するためにあの水は攪拌されるわけです。そうすると、水温の変化が出てくるわけですから、そういった部分を考えますと、これは私の全くの私見ですが、その湖の中で、いわゆる生けすをつくっての養殖というのは難しいのではないかなというふうには思いますけれども、ただ、そういった方法はどうかという部分は、話はすることはできると思います。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2番 ぜひとも、できるかできないかはやはりプロの人たちのいろんな力も含めて必要だと思いますし、じゃ沼沢湖でできるか、それとも、本当のシスイのところの水を活用してできるのか、そのあたりも含めて、やはりこの金山町にはヒメマスはなくてはならない資源だと思いますので、ぜひともこの先、検討していただいて、この10年、20年、ヒメマスがこの金山町の資源として残せるように考えていただきたいです。これは希望です。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 長 なお、沼沢湖のヒメマスについては、県内では金山だけでございますので、こういった、今、坂内議員とのやり取りあったわけですから、そういった部分も漁協のほうにそういうご意見あったというような部分を伝えながら、沼沢湖のヒメマス保護・増殖に向けて取組を申入れをしながら、話し合いをしながら進めていきたいというふうには考えています。

○議長 長 2番、坂内 譲君。

○2番 ぜひともよろしくお願いいたします。

時間もないので、2に移りたいと思います。

今、現状、本当にびっくりするほどの電気の料金、大変な状況になってきているんですが、これだけ金山町が水力発電を含めて電気を外に供給している割には、町内はほとんど変わらない電気料金の支払いを皆、家庭それぞれにしているということを今までは普通だなと思っていましたが、これからはやはりせつかく資源があるところなので、町としてその状況は当然かと思いますが、何か今までいろいろな形で調査等はしてきたと思いますが、これからちょっと考えるところは何

かあったりしますか。

○議長 ちょっとあの……。

坂内 譲君。

○2 番 考えるというのは、今までもやっていたような、考えていた小水力とか含めて、やはり今度は技術も大分変わってきていますので、小水力含めた再生可能エネルギーを町の中で推奨するような考え方があるかどうか教えてください。

○議長 答弁、副町長。

○副町長 坂内議員のご質問にお答えします。

小水力等につきましては、今まで断念してきたような経過がありますので、今度は自前で使える小水力、結局、電力さんに売らないで自前で使えるような小水力等につきましては、今後検討の価値がまだ残っているのかなということで、その辺については今後、研究していきたいと考えております。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 すごく私もそのところは、これだけ水も含めていっぱいあるところは自前小水力、それこそ集落単位での発電ができるようなところは、この先ぜひ考えていただきたいなと思っておりますので、ぜひ検討していただければなと思っております。

それと、今、現状、今年度も含めて町のほうでやはり現状エネルギー大変だということがあって、今年度は結構、補助も含めて地域の住民に協力をしていただいたと思いますけれども、今の現状は、多分今年度よりもまたさらにひどくなるような状況で、町のいろいろなスキー場も含めた施設の今の現状の電気料金、どんな感じになっているのか教えていただいていいですか。

○議長 町内に有する施設の電気料。

答弁、総務課長。

○総務課長 公共施設等の電気料等について若干お話をさせていただきたいと思います。

まず、基本的には、役場含め様々な観光施設等々ございますが、全体的には昨年度より3割程度の増という形で、現時点では見込んでおります。参考までにですが、一般会計においても光熱水費、それから、燃料費、それぞれ昨年度と比較しますと、約1,000万予算的には上がっているという状況ですので、ただ、今後、電気料、燃料等の高騰を踏まえると、昨年比3割程度以上の経費がかかってくるというようなことも推測されますので、十分な電気、それから、燃料等、効率的な活用を図りながら、運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、坂内 譲君。

○2 番 本当に通常の家庭もそうですけれども、やはり町も大きい施設を扱っているからこそ大変なところもあると思っておりますので、やはりこれからこの田舎に住んでメ

リットがあるようなエネルギー活用を、ぜひとも町民がここに住んでよかったな
と思うようなこの活用の仕方をぜひとも検討していただいて、この先進めてい
ただければと思います。

最後です。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 電気料高騰については、国のほうでも、一般家庭ですと1キロワット当たり7
円ですか、そういった部分はあります。

そして、今現在、大手の電気事業者が電気料金値上げの申請をしているという
部分と、若干原油関係も落ち着いてきているというような状況もありますし、た
だ、電気代ばかりでなくて、その他の物価、ガスも含めて、政府のほうでもいろ
いろ統一地方選挙に向けて支援策検討しているというような今朝の新聞報道もあ
りましたけれども、これは金山ばかりでなくて、全国的な問題でございます。世
界的な問題でもありますけれども、そういった部分で、政府の支援策などもどう
いった支援策打ち出されるというふうに私は思っていますけれども、そういった
部分を見定めながら、やはりこのエネルギー問題はちょっと先々を見通した中で
対策が必要でないかと、ただ、一過性の部分で対策したからそれでよしという部
分にはならないのではないかとという部分はあります。

あとは、まずは財政的な部分のことがありますので、何らかの支援が必要にな
ってくるというふうに私は思っていますが、もう少し国の動向等々を見ながら対
応をしていきたいというふうに考えます。

○2 番 ありがとうございます。

○議 長 いいですか。

○2 番 はい。

○議 長 以上で、2番議員の一般質問を終わります。

(6番目、3番議員、加藤夕子議員の一般質問)

○3 番 3番議員、加藤夕子。

傍聴人の皆様、ありがとうございます。

本日は大きく2つ質問いたします。

○議 長 加藤さん、マスクをお願いします。

○3 番 マスクをいたします。

では、大きく1つ目、指定管理者制度について。

評価・モニタリングの現状と課題。

現在、指定管理者制度を導入している施設と管理業者、業者へのモニタリングの流れを改めて伺います。

上記の施設、業者に対し、どのような課題を設定し、役場内での検討を進められているのか伺います。

指定管理期間中、同じ作業を指定期間繰り返しているのか、それとも、年度ごとに意味を持たせるやり方になっているのでしょうか。評価結果が次年度の事業計画に確実に反映される仕組みになっているのか伺います。

公共施設の管理・運営を民間に任せる指定管理者制度を管理・運営から経営へとも言われていますが、お考えを伺います。

2つ目、JR只見線について。

2月27日に第2期只見線利活用計画検討会議が開かれ、2027年度（令和9年度）の目標が掲げられました。奇跡の再開と言われる只見線の目指すべき姿は、地域の暮らしや文化、産業を支え輝かせる日本一の地方創生路線としました。全体目標として、会津川口・只見間では、只見線利生者数を2010年が1日平均49人だったところ、2027年には1日100人となりました。

これからの個別目標は5つ。

奥会津地域の住民の年1回以上の利用。只見線沿線地域に訪れる環境客入り込み数、年間620万人。奥会津地域の住民の8割以上が地域のシンボルと認識。只見線に関する事業ら用途を指定したふるさと納税件数、年1,500件。新たな只見線の活用方法の実現件数、延べ5件以上。

当町はこの目標にどう向き合うのか伺います。

2つ目は、今年度まで、只見線アーカイブという事業が行われていましたが、何年間、どのような事業なのか、トータル事業費も伺います。また、これからどのように記録を活用していくのか伺います。

以上、2点です。よろしくお願いいたします。

○議長 答弁、町長。

○町長 加藤議員の質問にお答えします。

指定管理者制度についてのご質問ですが、現在、町の観光部門で指定管理者制度を導入している施設は5施設で、温泉保養施設を株式会社グッドスタッフが、活性化センター、フェアリーランドかねやまスキー場、野営場、自然休養村センターの4施設を株式会社会津かねやまが指定管理者として管理運営を行っております。

指定管理者へのモニタリングにつきましては、不定期ではございますが、担当職員が施設を訪ねて管理状況を確認し、運営に問題がないかなどの打合せを行っております。また、年度末には実績報告を提出していただき、全体的な運営に関するチェックを実施しております。町から指定管理者に対し新たな課題設定する

ことはありませんが、各施設の設置条例の目的に沿った運営がなされているか、その年の年度協定の内容に沿って進められているかなどを確認し、計画と実状が異なる場合は、原因を調べ、次年度の事業計画へ反映してもらうよう指導しております。

グッドスタッフが管理する温泉保養施設の指定管理期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間です。その間、前述のような確認を行いながら、毎年の事業計画に沿った管理運営をしていただくよう求めています。

会津かねやまが管理している施設は、各施設の設置条例に同社を指定管理を行わせることを定めているため、指定管理の期間は定めはありませんが、毎年、事業計画に沿った管理運営を求めていくことに変わりはありません。

次に、指定管理者制度を管理・運営から経営へとと言われることについての考えです。

指定管理者制度は、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度であり、施設を利用して自主事業やイベントを実施するなど、通常管理委託よりも管理者の裁量でできる事業の自由度が高いと考えております。

各指定管理者においても、単に施設を管理していくだけでなく、自らの経験や知識を生かして新たな事業を展開するなど、公の施設を利用した経営という観点からの運営を町としても望んでおります。そういった取組が各施設の集客や町の活性化につながるものと考えます。

次に、JR只見線についてお答えいたします。

第2期只見線利活用計画につきましては、現在、最終的な調整が行われており、近く完成するものと理解しております。

利活用計画の目標の素案には、ご質問のあった5つの個別目標も記載されております。その目標案に対する町の取組についてでございますが、奥会津地域の住民の年1回以上の利用については、只見線の交通ネットワークとして価値を高めるため、町民向けの沿線ツアーを企画してまいります。また、住民による只見線利用企画への支援も引き続き実施し、日常的に只見線を利用する機運を高めていきたいと考えております。

只見線沿線地域に訪れる観光客入り込み数、年間620万人については、関係機関と連携したイベント列車のおもてなしや2次交通の充実のほか、観光資源の磨き上げや支障木伐採をはじめとした景観整備に取り組んでまいります。

奥会津地域の住民の8割以上が地域のシンボルと認識については、全線運転再開1周年記念イベントを計画するほか、住民自らが実施する只見線応援事業を引き続き支援し、シティブライドの醸成に努めます。

只見線に関する事業を用途に指定したふるさと納税件数1,500件については、令和4年度から新たなふるさと納税サイトにも参加したところでございます

が、引き続き只見線関係のふるさと納税が増えるように、返礼品やPR方法について拡充、改善に努めてまいります。

新たな只見線の活用方法の実現、延べ5件以上につきましては、県や沿線市町村及び関係機関と連携して新たな活用方法を模索するほか、東京大学の学生によるフィールドワーク事業を実施し、新たな視点で利活用に関する提案を受け、今後の事業化につなげたいと考えております。

次に、只見線アーカイブ事業についてでございますが、この事業は令和元年から令和4年度まで実施する事業で、4年間で総額405万2,000円の事業となっております。内容は、橋梁工事などの流れを撮影し、年度や場所ごとに整理を進めております。一義的な目的としては、鉄道復旧工事の記録を残すことですが、その資料を観光や只見線を利用した教育旅行の際にも活用する予定であります。

また、その映像は町に帰属するものですので、町民の方などから使用希望があった場合は、データを提供することも可能であります。民間の方々も積極的に活用していただき、只見線利活用の機運醸成に役立てていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。

まず、この指定管理者制度、株式会社会津かねやまが主だと思うのですが、この会津かねやま、まず私、議員になる全然前ですので、ちょっと存じ上げないので、この会津かねやまの社長が町長を務めるということになった経緯を教えてくださいませんか。

○議長 答弁、町長。

○町長 会津かねやまですが、株式会社になる前は振興公社という部分で、当時は株式会社ではありませんので、理事長という形で当時の重役が務めていたと。その中で、いわゆる一般的な業務委託を受けるに当たって、振興公社での組織ではうまくないというようなことがありまして、株式会社で替えたという時点で町が出資者になっているわけですが、町が一番の大株主でございますので、町を代表する町長が社長に就任したというような経過でございます。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。

ここに株式会社会津かねやまの社長がいらっしゃるというのは、とても質問しやすいことでもありまして、ありがたいことではありますが、こぶし館というのは何回値上げされていますか。

○議長 答弁、町長。

○町 長 今年度ですか。

(「はい」の声)

○町 長 1回です。

○議 長 3番、加藤夕子君。

○3 番 ありがとうございます。

町内の飲食店さん、とても今、電気代高騰などで大変せっぱ詰まった状況で営業しているところもたくさんありまして、ですが、値上げというのは簡単にできないんです。チャーシューの量1枚減らすとか、麺の若干減らしてみるとか、そんないろんな工夫をしている中で、やはりこぶし館は町の組織だということで、簡単に値上げしていいよねなどという言葉も聞こえてくるんです。町長はそのあたりはどうお考えでしょうか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 町の組織だからということでなしに、やはりあそこを経営していくにはそれなりの値段設計は必要かと思います。

本来ですと、もっと上げたいというような状況はございますけれども、ただ、そこの中でも、今回値上げした部分は、こぶし館を訪れるお客様にはご理解をいただいているというふうに思いますし、町内の事業所のそれぞれの経営の仕方については、それぞれの経営者の判断で私はすべきものというふうに理解していますが、町が大株主だから簡単に上げていいなというような部分については、私はちょっとそうだなというような部分の考えにはなりません。こぶし館だから赤字でいいとかいう部分ではないと思います。当然、赤字になればこれは補填するのはどこで補填するかといいますと、やっぱりそれなりの株式を所有している人たちがかぶっていかなければならないというようなことにはなるかと思いますので、簡単に値上げをしたんでなくて、やむにやまれない部分での値上げというようなことですので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 3番、加藤夕子君。

○3 番 それは社長としてのご意見ですか。

○議 長 答弁。

○町 長 値上げについては、当然、私に相談ございますので、今回の値上げについては、高騰の折ですので、やむを得ないというような判断をさせていただきました。社長としての議会の出席要請はございませんが、あえて答えさせていただきます。

○議 長 3番、加藤夕子君。

○3 番 では、質問を変えます。

この指定管理者制度を受けているところの今年度、年間、野営場だったり、全てのところの幾ら指定管理料を支払っているのでしょうか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 昨年の３月議会で恐らく内訳は答弁しているかと思いますが、改めて担当課長のほうから答弁させます。

○議 長 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、令和４年度の各施設の指定管理料について申し上げます。

まず、温泉保養施設から、会津かねやまではありませんから……

（「かねやまだけでいい」の声）

○商工観光課長 会津かねやまの部分で、会津かねやまに指定管理を行ってもらっている施設について。まず、活性化センターですが、当初に３５０万円で契約しております。その後、１月に光熱費高騰分として追加の指定管理料７９万１，０００円を増額しまして、合計で４２９万１，０００円という金額になっております。

次に、上から言いますと、フェアリーランドかねやまスキー場ですが、当初１，６０７万４，０００円で契約しまして、光熱費高騰分として追加が６３万６，０００円、合計１，６７１万円となっております。

次に、野営場ですが、こちらは値上げ分はありませんで、当初の金額１４３万６，０００円です。

次に、自然休養村センター、こちらも値上げ分はありませんが、１１９万６，０００円となっております。

以上です。

○議 長 ３番、加藤夕子君。

○３ 番 ありがとうございます。

道の駅というところは、この文章だと、活性化センターというところがこぶし館と道の駅２つのことを指すという認識でよろしいですか。

○議 長 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長 厳密に言うと、道の駅は活性化センターができていた後に整備された施設です。駐車場から入ると、入り口左側にこぶし館がある、右側にトイレがありますが、トイレは完全に道の駅のための施設となっております。左側の施設、こぶし館が、食堂とかが入っている施設、あの建物については町の活性化センターを道の駅として利用しているという……

（発言する者あり）

○商工観光課長 ではない……。活性化センターというのは、取りあえずトイレを抜いた左側の建物が活性化センターです。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 こぶし館は愛称でございますので、正式には活性化センターという名称になっています。後からやってきた道の駅は、あくまでも別な施設と、合体にはなっていますけれども、その部分については指定管理料関係ございませんので、あくま

でも活性化センターに対する指定管理者ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 3 番、加藤夕子君。

○3 番 でも、道の駅で物販とかをされているのは会津かねやまですよ。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 あくまでも道の駅としての区分けは、裏の駐車場から向かって右側の部分になって、その活性化センターの中で物販をやっていると、それは道の駅できる以前から物販をやっていますから、ただ、一般的には、皆さん、道の駅という部分で総体的に理解しているかと思いますが、正式に申し上げますと、あくまでも今、物販をしている部分については、活性化センターの中の物販部門ということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 3 番、加藤夕子君。

○3 番 では、大多数の皆様方に分かりやすく道の駅と申し上げます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○3 番 道の駅の管理なんですけれども、あそこは棚卸しというのは、大体どの頻度でやられているんでしょうか、社長。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 年1回だというふうに承知しています。

○議 長 3 番、加藤夕子君。

○3 番 ありがとうございます。

なぜこのような質問をしたかという、もう数年前からのことなんですけれども、道の駅内で万引きが大変多い。この場でも言ったことがあると思うんですけれども、それは道の駅の中に防犯カメラがないせいだという答えを私は数年前にいただきました。でも、その後、道の駅の中には防犯カメラは設置されました。ですが、納品業者さんに伺いますと、納品数と売上数が合わないなどの問題が出てきているようなのですが、そのあたり防犯カメラついた後、どうなったのかをちょっとお聞きします。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 防犯カメラは設置しました。ただ、私の聞いている範囲では、具体的に万引きが多くて困ったというような部分は、私のところには来ておりません。

○議 長 3 番、加藤夕子君。

○3 番 これまでに町長にいろんな話でお耳に入っていると思いますがという質問を2度しました。ですが、耳には届いておりませんという答えが2回とも返ってきました。

社長としていかななものかと思うんですけれども、間違いなく10品納品した

うち1個しか売れていない、残りの9個はどうしたんだと聞いたら、なくなりましたという返事が返ってきたという業者さんもあります。それ以来、納品をするのをやめたそうです。そんなことでは困っちゃいます。そのあたり年1回の棚卸しというのは、普通にいって少ないのではないのでしょうか。町の管理下にある観光情報センターなどは、駅の中にあるんです、月1で行っております。しっかりしています。ただ、道の駅なぜ年1回なのでしょう。

○議長 答弁、町長。

○町長 それは私の認識では、決算の部分でのいわゆる確認という部分で承知しています。

なお、その万引きについては、今、具体的に加藤議員から聞きましたので、そういった部分はしっかり社員のほうに話をして、どういった対策ができるのか、そういった部分を検討させていくという部分になりますが、ただ、私の認識では、いわゆる会計する場所の問題があって、そういう万引きが多いのかなという部分はあります。もっと今の場所ではなくてレジの位置を変えとか、あとは、陳列の仕方を変えて、もっと可視化を図るというんですが、そういった工夫も必要なのか。

ただ、具体的に10品納品して1品しか売れないで、あとの経費なくなったという部分で、そういう話聞きましたので、その辺は確認をしながら、毎月1回は私も行くようにはしているんですが、そういった話はありませんでしたので、今、初めて聞きましたから、せっかく納品していただける業者さんの大事な品物でございますので、しっかり対応するように指示をしたいというふうに考えます。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。

次に、私が言うことを町長言っていただきました。まずはレジの位置、本当におかしい、皆さん多分どの方もおっしゃっています。ぜひとも何かそのあたりは、場所をトイレ側の入り口のほうに移動していただくなどの検討をこれからしていただきたいと思うのですが。

○議長 答弁、町長。

○町長 検討しますし、当然、変えとなればそれなりの経費もかかりますから、そのときは皆さんのご了解を得たいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そして、町長の意見は、この経営という観点からの運営を町としても望んでいるといううれしい回答をいただきました。ぜひとも働いている皆様が、これは自分の会社だと認識していただいて、一生懸命働くということを社長のほうから一生懸命社員の皆様方に訴えていただくことも一つのいい方法だと思います。

そして、意外と費用のかかっていない野営場なんですけれども、昨今のキャンプブームで、これとてももったいない施設だと思うんです。利用者の方々の意見というのは聞いたことございますでしょうか。

○議長 長 野営場の利用者の意見。

答弁、町長。

○町長 それぞれ休養村センターの中で受付等々していますから、利用者のお話は聞いているかと思いますが、利用者からこういった話があったというような部分は、私のところには届いておりませんが、それはしっかり管理する者のところには届いて、改善は図っているかと思っています。

○議長 長 3番、加藤夕子君。

○3番 町長のお耳には届けたいと思いますので、生の声をお届けします。

まず、とてもお子様が遊ぶのにいい施設です。ですが、下のキャンプ場、どうしても駐車場からの荷物の搬入が、階段しかないということで大変苦労されているそうです。という意見は大多数の方からお聞きします。そして、スロープのほうから入れたいんだけど、特に、リヤカーとかのどこのキャンプ場にも設備されているような貸出しのリヤカーもないということから、大変不便な施設だなということをお聞きしております。

そして、オートキャンプ場に関しましては、せっかく湖のそばにありながら、木に邪魔されて、せっかくの湖が全く見えないという意見が大多数でした。そのあたりも、そのうちでいいですので検討していただければと思います。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 後段の質問の木の関係は、国定公園になりましたから、そういった部分の制約があるかとは思いますが、なお、方法はいろいろあるかと思っています。全て根っこから切る方法と、あと、ある程度残して枝を払うとかいろいろあるかと思っていますから、今、しっかりご意見いただきましたので、それらも併せながら検討させていただきたいと思っています。

○議長 長 3番、加藤夕子君。

○3番 検討していただけるとのこと、ありがとうございます。

そして、さらにもったいないのが、全ての施設です。全ての施設において、町長、ホームページが残念な結果でございます。これまでもあちこちのホームページが残念という話をいたしましたけれども、やはり金山町、これだけの観光施設があります。ぜひともホームページもう一度見直していただいて、もちろん道の駅もそうです、野営場もそうです。沼沢湖のキャンプ地、本当にもうちょっと宣伝かけたら3倍の売上げできます。これは経営持っていくほうがいいなと町長の口からおっしゃっていただいたので、ぜひともホームページの重大さというのも、町長、よろしくお願いいたします。

○議長 答弁、町長。

○町長 ホームページについては、加藤議員から以前に質問いただいて、何とか新しい情報を入れてくれという部分に申し上げてきましたが、なかなか実状は、正直申しますと、手が回らないというような部分もございます。

ただ、やはりホームページも今のデザインが随分年数経過しましたので、リニューアルにするのか、あるいは、情報を小まめに更新していくにはどういった部分にできるのか、そこらを研究させまして、本当にみんながのぞきたくなくなるようなホームページにしていかなければならないと思います。これは私も常々情報発信は、今よりしっかりやりたいというふうに思っていますから、それぞれの担当部分でしっかりと情報を発信しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。そこかしこで検討するというお言葉をいただきましたので、ぜひともよろしくお願いします。

では、次、只見線のほうに移らせていただきます。

この只見線の第2期只見線利活用計画、これ5つ、今、出されていますけれども、これまず、まだたたき台の状態だとは思いますが、とても丁寧に回答をいただきましてありがとうございます。

中でもこの町民向けの沿線ツアー、いつかはちょっと、私はもうこっちにまだUターンする前のことだったと思うので分からないのですが、町民のツアーがあったそうで、それを今でも年配の方々があれは楽しかったとすごく言っているの、ぜひともまた復活させてください。ありがとうございます。

そして、これに対して私は少しの疑問を感じました。この文章の中には、奥会津地域の住民の年1回以上の利用、そして、この奥会津地域の住民の8割以上が地域のシンボルと認識、このあたりの文章ちょっとおかしいなとは感じるころがありまして、その理由を説明してよろしいでしょうか。

○議長 どうぞ。

○3番 この冬、私、意外と時間はありましたので、浜のほうにちょこちょこ伺いました。川内村、いわき市、小野町、富岡など、ちょっと出向きましてリサーチを行ってきました。リサーチといっても、会津から来たんですよという軽いリサーチから始まり、そうすると、次の二言目にどんな言葉が返ってくると思いますか。会津か、只見線のところから来たのかと、浜のほうの方々からこんないせりふをいただいているんです。ですから、この第2期只見線利活用計画というものの中に、奥会津しほりというものを入れる必要はないのではないかという疑問が生まれました。町長、いかがでしょう。

○議長 答弁、町長。

○町長 いわゆる只見線に限らずこの地域一帯を、福島県も含めてですが、やはり活性

化を図らなければならないという部分について、やはり会津ということになりますと、通常、一般的に理解するのは会津若松中心ということになるわけです。そういった部分と区分けをするというような部分で、奥会津という部分で私は言葉として使っているというふうに理解しています。会津というと、会津若松、鶴ヶ城という部分が一番強烈になっていますから、あえてそうではなくて奥会津、その奥にも魅力的な地域がありますよというような宣伝のためにこういった表現になったかと推測しております。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ですが、これが逆に見ると、奥会津の方々だけに頑張っていていただくみたいなふうに取りちゃう部分もあるんです。

○議長 答弁、町長。

○町長 奥会津地域の住民のということは、いわゆるこの沿線、柳津から奥という、そこに住んでいる人の8割以上の人、この辺の地域の只見線はおらほのシンボルだぞというような気持ちになってもらうようにやるべというように理解していただければ、理解いただけるんじゃないかと思いますが。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 それはじゃそれで、それいいです。

では、その上ですよ。奥会津地域の住民の年1回以上の利用、ここはもう少し幅を広げていただくように、利活用検討会議の中でむしろ言っていたきたい部分でもあるんですよ。せっかく福島県中にこれだけ只見線という名前が出ました。そして、その中で向こうの方々としゃべっていると、秋の紅葉シーズンのテレビを散々宣伝で流せていただいていた、ニュースや特番。あれだけの知名度を誇ったので、ここの目標だけでも、せめて福島県内の方が只見線に1回でも来てほしいという大きい目標に変えられる、そこが理想だと思うんですけどもいかがですか。

○議長 答弁、町長。

○町長 加藤議員おっしゃられる理想はそのとおりだと思います。ここで表現しているのは、やはりこの只見線沿線の住民もしっかりとそういった利用するんだというような気持ちが私は大事だと思います。ほかから来ていただく利用も大事だと思いますが、まずはやっぱりこの沿線に住んでいる我々も只見線をしっかり利用しましょうと、地元もしっかり頑張らしましょうというような位置づけであるというふうに私は理解しています。確かに、加藤議員の部分とこの部分は視点が違うと思います。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 いやもう奥会津の住民の方々、もう年1回乗ろうなんていうことはもうとつくに皆さん思っているんじゃないですか。町長、もう思っていると思いますよ。だ

から、もっと大きく目標を持ちましようと言いたいです。

○議長 答弁、町長。

○町長 申し上げますが、只見線沿線という部分で会津若松からずっとあるわけですが、やはり私の認識としては、一番そういう認識持っているのは只見町、金山町が一番認識を持っているかと思いますが、そのほかの町村についても、只見線大事だという部分は認識されておりますけれども、もう一步やっぱり理解してもらうために、こういった部分を打ち出してきたというふうに理解しています。

なお、この素案の段階での説明については、担当課長が出席し、なおかつ、この利活用会議の中でのたたき台をつくって協議する中には、いわゆる行政ばかりでなくて、関係する団体も含まれているというふうに私も聞いておりますので、そういった方々とも協議をしながらつくっているというふうに思っています。

ちょっと詳細、担当課長に説明させます。

○議長 企画課長。

○企画課長 加藤議員のご質問にお答えいたします。

奥会津地域の住民の年1回以上の利用ということでございます。奥会津のこの只見線を走っている中で、只見線の利活用には、観光客をたくさん呼ぶというのももちろん必要でございます。大事なことでございます。ただ、地元の方が地元の交通機関の一つとして只見線を利用するということも、これは重要なことであるというふうに考えております。

また、皆さん、只見線乗るという意識は確かに高まっていて、実際に乗っておられる方もいらっしゃいますけれども、テレビなんかでも放送されましたように、今はちょっと車があるからあまり乗らないんだなんていう、インタビューに答えている方もいらっしゃいましたので、1回以上は乗るように心がけて、地元利用も進めていただきたいというような気持ちがこの中に含まれているというふうに理解しております。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 この利活用検討会議に私は参加することができないので、代わりに言ってください、もう少し大きい目標を持ってくださいと。では、終わります。

次にいきます。

まず、この只見線に関するふるさと納税件数1,500件、これ納税サイトにも参加しましたということで、これまで、まだ日数もないでしょうけれども、実績をお願いします。これまでにありましたか。

○議長 企画課長。

○企画課長 只見線のふるさと納税に関するご質問でございます。

金山町は、ふるさと納税の使途、使い道として、只見線の利活用といたしますか、そういったものに使途を指定しているものがございます。これは、平成30年か

らこの用途を設定させていただいているところでございます。ちなみに平成30年、始めた年につきましては、その目的として35件の寄附があったところです。それが令和4年度、今年の1月末現在ですと141件というふうに、確実に只見線についての関心やそういった協力をしたいという温かいお気持ちをいただいているというふうに理解しております。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 うれしいです。こんなに増えた、それはとてもうれしいことです。本当ありがたいことです。このままどんどんそういう方々が、応援していただける方々が増えていけるように、情報発信のほうもしていただきたいと思います。

そして、只見線アーカイブ事業、これとても素晴らしい内容だと思います。皆さん、遠くの方々などは橋梁が直っていく風景、だんだん汽車が走るんだという風景、全てにおいて写真撮影のほうはどうやらされていると認識しておりますけれども、やはり見たい、それを言ってくれたら出しますよではなくて、それはもう只見線の、やはりホームページの何かで、フォトブック的なもので見られると一番そこらじゅうの方が見られますので、ぜひともそういう使い道も考えていただければと思います。どんなデータを持っているのか、まず把握できないものですから。

そして、ホームページ、フォトブック等やると、無駄に無断転載とかされるおそれもありますので、そこだけはちょっとダウンロードを禁止でできますので、そのあたりもちゃんとチェックしてから、そういうふうにしていただけると、世の中の只見線ファンの方々、奥会津ファンの方々、福島県ファンの方々、全てにおいて喜んでいけると思います。なので、そういう使い道も検討してください。

○議長 企画課長。

○企画課長 只見線アーカイブ事業についてご質問いただきました。

この事業は、只見線の復旧の様子について写真等を撮りまして、まず、町長からも答弁ありましたように、一義的には、その工事の様子や歴史的な資料として保管するというものがまず目的の一つでございます。ただ、議員からご指摘ありましたように、それだけではなくて、観光、PR、教育旅行、様々そういったものに活用していきたいというふうに考えております。

今、加藤議員からご提案あったように、福島県のほうでも只見線に関するポータルサイト、こういったものがありますので、今、大変参考になるご提案いただきましたので、そういった部分も県のほうと相談しながら十分に活用して、ますます只見線のPRを図っていった、ふるさの納税の数も増やしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 3番、加藤夕子君。

○3番 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。せっかくなげた只

見線ですので、全てのことに於いて只見線をうまく利用して、ふるさと納税だったりとか、道の駅に於られる方、この辺りの飲食店に於られる方、全てに利用して、只見線をうまく使ってやって欲しいなというのがありますので、それにはやはり役場の力というのは大きいです。ですから、ぜひとも頑張っていきましょう。よろしいですか。

では、終わります。

○議長 いいですか。

○3番 はい。

○議長 以上で、3番議員の一般質問を終わります。

(7番目、6番議員、横田正敏議員の一般質問)

○6番 傍聴席の皆様、ありがとうございます。

私の質問が終わりますと、今度は令和5年度の当初予算の審議が行われます。

ぜひそちらの傍聴もよろしく願いいたします。

それでは、通告書のとおり質問いたします。

担い手の確保と人材育成についてであります。

急速な少子高齢化、人口減少に伴い、生産年齢人口の減少で、これまで築き上げてきた社会構造が揺れ始め、様々な分野で担い手不足が課題となっています。今後、町として地域を輝かせる担い手をどのように確保していくのか。また、まちづくりは人づくりと言われますが、人材育成はこれまで以上に重要になってきていると考えます。

このことについて、以下5点について伺います。

1、農業の担い手をめぐる問題として、現在の担い手の高齢化と後継者が減少している。定年帰農者は地域農業の担い手として大きな期待を集めていますが、町としてどのように考えているか伺います。

2、建設産業は住民生活や経済活動のインフラの整備やメンテナンスの担い手であると同時に、災害や雪などの危急時には最前線で安心・安全の確保を担う重要な役割を担っています。建設産業の担い手確保、育成に向けて、行政と業界が一丸となって取り組むことが重要と考えますが、町長の所見を伺います。

3、小規模事業者はコロナ禍による影響に加え、エネルギー価格、物価高騰の影響を受け、収益が減少し、事業活動に大きな打撃を受けています。小規模事業者に対する経営基盤の強化や事業継承のための人材確保、人材育成に対する支援策について、町長の所見を伺います。

4、町職員については、若い職員が辞めていく割合が多いと感じますが、なぜ若い職員がすぐに辞めてしまうのか。その理由は職場の仕事内容にあるのか、人間関係なのか、それとも成長が見込めないからなのか。この問題を明らかにすることによって、職場の改善や人材育成につながっていくものと考えますが、伺います。

デジタル化等の進展に伴い、職員が業務に役立つスキルや知識を学び直すことが重要と考えますが、町長の所見を伺います。

5、町長が今後力を入れていきたいと考えている施策についてお伺いいたします。

○議長 答弁、町長。

○町長 横田議員の質問にお答えします。

まず、農業の担い手についてでございますが、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織が挙げられます。3月1日現在で認定農業者は22名、認定新規就農者は3名、集落営農組織は9団体となっており、そのうち65歳以上の農業者が約半数を担っている状況であります。このため、今後の農業の担い手をどのようにして確保するかが当町の課題となっております。

議員ご指摘のように、定年を迎えられ、仕事を退職された方が新たに就農する定年帰農者は経済的に安定している場合が多く、弾力的な農業従事が可能な上、それまでの勤務経験などから、新たな農業経営策の創出を期待できると考えています。

当町の農地を守っていくには、多様な人材が必要と考えております。定年帰農者についても、農地の有効利用や耕作放棄地の防止の一端を担える農業者となると期待をしており、今後の支援の在り方については農業委員会、農業関係者と連携して研究してまいります。

次に、建設産業の担い手確保についてです。

建設産業についても、ほかの業種と同様に人材不足の問題を抱えています。これは金山町に限らず全国的な流れであり、町内でも作業員やオペレーターなどの高齢化が進み、工事の進捗、受注にも影響が出ることもあったと伺っております。

町としては、工事の発注時期の平準化を図り、建設業者が安定した雇用ができるようにしております。そのほかにも、各種資格取得支援制度のあっせんや川口高校での就職説明会に地元企業として参加してもらうなど、異業種からの就職希望者や若者世代への働きかけを行っております。今後は、町内建設業者によって組織された金山協力会で業界の待遇改善とイメージアップなど、さらなる情報や問題の共有をしてまいります。

また、2年前から土木業務への関心を持ってもらうことを目的に、歩く県道の道普請に川口高校の2年生全員に参加してもらっており、実際に卒業後の進路を

土木関係の学校に変更した生徒もいると聞いております。

広域的な取組としては、従来からの工事現場フォトコンテストや除雪従事者への感謝状贈呈に加え、会津若松建設事務所を中心に、除雪オペレーターへ感謝を伝えるプロジェクトが先月始まりました。これは、除雪従事者のモチベーションを向上してもらうことと除雪してあること自体が当たり前という住民意識改革を目的としたものです。

今後も住民の安全・安心のため、行政と建設業界が手を取り合って人材確保と育成に努めてまいります。

次に、小規模事業者に対する経営基盤の強化や事業継承のための人材確保、人材育成に対する支援策であります。

町内各事業所の現状を見ますと、経営者の高齢化や人口減、そして新型コロナの影響と近年の物価高騰など、事業者にとって非常に厳しい状況であると認識しております。町内事業者の支援としては、物価等高騰に対する支援金の支給や町内事業所の消費拡大を目的としたプレミアムつき商品券の発行などを実施してきました。また、全国商工会連合会の事業である小規模事業者持続化補助金の交付を受けた事業者に対し、自己負担分の一部を支援する制度はありますが、経営基盤強化の根本的な対策となるような事業はできていない状況であります。

人材確保、人材育成につきましても具体的な支援策はなく、現状を見ますと町内在住者による事業継承は難しい状況であると感じております。事業継承問題は全国的な問題となっており、他自治体では後継者を探す事業者と仕事を探す移住者の間を取り持つような仕組みづくりも始まっております。

今後も商工会など関係機関と連絡を取り合い、町内小規模事業者の現状把握をしながら、効果的な施策ができないか考えてまいります。

次に、町職員について。

若い職員の離職する割合が多く、問題点を明らかにすることにより職場の改善や人材育成につながるのではないかとのご質問についてであります。若い職員の離職については、その多くが結婚や子育てによる生活環境、家庭環境の変化、より自分に合った職業の選択など、将来に向けた自身の生活基盤の確立のためと聞いており、若い職員ほどそのような可能性が高いものと感じております。

離職の理由は個々に様々であり、一概に職場の改善や人材育成につなげることは難しい点があると思いますが、一つの課題として捉えながら、引き続き住民サービスの向上につながるよう職場環境の改善や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、デジタル化等の進展に伴い、職員が業務に役立つスキルや知識を学び直すことについては、私も重要と考えております。今後、業務のデジタル化が進むにつれ、効率的に業務が行える一方、システム管理による作業の継続により、事

業本来の目的や組立てなどを十分理解しないまま事業を繰り返し行ってしまうことも少なからず考えられますので、職員がほかの先進事例を学ぶ機会や若手職員が基礎知識を習得する機会などを増やしながら、職員のスキルや知識の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、私の今後力を入れていきたい施策についてですが、私の基本的な考え方は、第5次総合計画に掲げる基本構想、基本計画の実現に向け、4つの重点プロジェクトに取り組むことであり、この取組は私の3つの公約ともリンクし、公約の実現は重点プロジェクトの推進にあると考えております。

その中でも私が特に力を入れていきたいと考えていることは、金山町に住んでもらう人をどうやって増やすかであり、そのための取組、移住・定住・交流促進であります。人口減少、少子高齢化が進む中で、若者、特に働く世代の人口減少は経済活動や生産能力の低下を招き、町の産業を衰退させるだけでなく、町の元気を失わせる深刻な問題であると考えております。

町の活性化を図り、今住んでいる人が今後も安心して笑顔で暮らすために移住・定住促進策に力を入れ、交流人口、関係人口の拡大を図りながら、町に活力を取り戻したいと考えております。移住・定住促進のメニューは、今までの施策により一定程度充実してきたと思います。今後は、移住希望者に対する支援制度のPRを積極的に進めるほか、移住希望者と地域のマッチングなど、地域との調和や移住者の働き方を含めた包括的、総合的な観点をもった移住政策を進めたいと考えております。

しかし、人を増やすための特効薬はありません。産業振興による雇用拡大や子育て支援など様々な施策を並行して進め、結果的に移住・定住促進につながるよう努力してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 それでは、再質問いたします。

今、金山町の農業の未来が見えません。国の農政は大規模化、集約化へと進んでいます。こういった金山町のような中山間地域は農地を一まとめにすることが難しく、大規模集約化に取り残された金山の農業の未来は見えません。

そこで、若い人の新規就農者、これが一番よろしいんでしょうけれども、即、私は期待できないと思います。ですから、当面は、定年して地域に戻ってくる高齢者を就農できる、そういった制度を早急に確立させることが必要ではないかと考えますが、町長の答弁にもありましたように、農業委員会、農業関係者と連携して研究してまいりますということでございますので、ここで農業委員会会長の答弁を求めます。

○議長 答弁、農業委員会会長。

○農業委員会会長　今議員がおっしゃったとおり、本当にもう農業をやっている高齢者の方が半分以上を占めて、今やっている方が、自分は農業機械が壊れたらば、もう辞めてしまうというような方がほとんどであります。ほかから来てもらうのはありがたく思っ、ぜひ来てもらいたいのですけれども、急には来てもらえませんので、農業委員会としましては、今実際農業をやっている方にある程度、できるだけ頑張って続けてもらうにはどうしようかということで、2月から地域農業を継続していくためにはどうしていこうかということで、農業委員会と推進委員が各認定農業者と農業者の方に聞き取り調査を始めたんです。これが3月いっぱいまでまとまる予定ですので、それが上がってきたらば、委員会である程度まとめて、あとは町のほうに相談して、議会さんのほうにお願いすることになるかもしれませんので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議　長　6番、横田正敏君。

○6　番　ありがとうございます。

地域農業の継続、同僚議員からも農業機械の少額のこと等についてお話しされている方もいらっしゃいますから、私も何度もこの農業の多面的な役割、これは今細かく申し上げませんが、金山町のような景観のいい場所にあつての多面的な役割、これはまさに農業を継続することだと思っておりますから、具体的に言うならば、国の制度を当てにするのではなくて、やはり町単独事業で思い切って頑張っている農業者を支援する、こういったのが大事じゃないですか、町長。

○議　長　答弁、町長。

○町　長　横田議員のおっしゃるとおりだというふうに聞いていましたし、農業委員会会長も答弁されましたが、今、農業政策について聞き取り調査等してもらっていますので、そういったまとまった部分は町に対して提議なり提言されるというふうに思いますので、それらを参酌しながら、具体的な支援策はどうあるべきか、現在農業経営している方と定年して農業をされる方、バランスの問題も出てこうようかと思ひます。規模の問題も出てくるかと思ひます。いろいろあるかと思ひますが、しっかり農業委員会から提言された部分を尊重しながら、組立てづくりに進んでまいりたいという考えでございます。

○議　長　6番、横田正敏君。

○6　番　よろしくお願ひいたします。

次に建設関係ですが、答弁に、除雪してあること自体が当たり前という住民の意識改革を目的としたということで強調がされたということをお話しされていました。よかったなと思ひます。やはり町民の方は、ブルが来るのは当たり前だと。家の前に雪なんか落としておくなという時代ですが、昔を考えてみてください。ブル様と呼ばれた時代があつたんです。しかしながら、これからの金山町の建設

業者の方の年齢ピラミッドを想像してみてください。ほとんどが60歳以上で頑張っておられる。これから金山町、朝起きても除雪されていない道路が出てくるかもしれません。

町は今、除雪事業に対して、直営でやっている人が年齢で退職されたときに、その方は建設会社で、役場から除雪してくれと頼まれますから、人探し。探した結果、役場を退職した方が老体にむち打って頑張っている。こういった姿です。これは大変なことなんです、将来。金山町、除雪しなくなったらどうなりますか。ましてや建設業者、冬、暖冬になると出勤用の収入が見込めません。人件費の負担に大変頭を抱えていると思います。

答弁のとおりであります、やはり建設業の方々があと10年たてばどうなるか。若い人を入れても、建設業関係は10年かかると言われています、実際に働いていただくのに。そういった危機感を持つことが大事だと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 答弁、町長。

○町長 建設業にかかわらず、いわゆる若い人、人材確保、今現在、高齢にもかかわらず除雪作業に従事されている方、それぞれ町の除雪の場合ですと一定程度人材を確保できる時代についてはオペレーターの定年制を設けてやってきた経過がございます。しかしながら、近年は定年年齢を延長したり、あるいはもう定年年齢というのを設けなくても、ある程度年になっても十分その作業に従事していただけるという方については、極力協力をしていただいてやっております。

ただ、議員おっしゃるように、新しい人材を確保したとしても、すぐにいわゆるベテランオペレーターと同じような技術でもって作業していただけるかという、これは、正直申しますと、なかなかそういった対応は難しい。しかしながら、何もしないでいくわけにはいきませんので、精いっぱい若い人をやっぱり確保しながら、季節雇用ということにはなりますけれども、移住・定住されてほかから来た人材もございますので、そういった方々にも声かけをしながら、何とかこの除雪体制は維持していきたい。

そして、人材を確保できたならば、いわゆる降雪の状況にもよりますけれども、技術習得のために実際に機械の操作をしてもらうとか、あとはある程度雪が落ち着けば春先除雪の路線もございますから、そういった路線でもって技術を習得してもらうというような部分で、何とか除雪体制を維持していきたいというふうに考えております。

なかなか、本当に議員おっしゃるように雪が降っても除雪ができないと。昔、我々小さい子供のときのようにただ踏みつけるというような状況にもなりかねませんので、そういったことを避けるためにも精いっぱい、福島県でもこの除雪のオペレーター確保についてはいろんな取組を始めておりますので、そういった部

分を考えながらやっていきたいし、あとは議員おっしゃいました中身について、いわゆる暖冬ですと出勤回数が少なくなるといった部分、町でも雪が少ない部分については待機料制度なども設けてやってきたわけですが、今の待機料の基準でいいのかどうか、そういった部分も私はやっぱり研究していかなければならないと思います。待機料が安くて、とてもやっていられないというようなことは避けなければならぬ。

それと、あとは町でも今現在、各種資格取得の支援制度がありますから、そういった部分もPRしながら、技術者の確保を図ってまいりたいという考えでございます。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 踏み込んだ答弁、危機感を持っていらっしゃるということで、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

物価高騰、ガソリンは高止まりしております。灯油、今115円です。100円に上がったら補助するという、そんな話もありましたが、そんなことでは今止まっています。そして、今度はガス料金、電気料金です。電気料金がこんなに上がるなんて、経営者、誰も想像しておりませんでした。どうやって金山町の小規模事業者は継続していったらよいのでしょうか。今貯金を取り崩しながら、そして借りた融資、お金は返さなければいけませんから、融資の返済も始まっております。

今後、休業や廃業といったことが出てくると地域が衰退していつてしまいます。コロナで大打撃、物価高騰で大打撃。今のこの地域や人々の生活を立て直していく、これこそ今政治に求められていることではないでしょうか、町長。

○議長 答弁、町長。

○町長 まさしく各種事業をやっている上での先々の見通しがなかなか容易でない状況は私も感じております。しかしながら、国も県もそれぞれ対策、支援をするというような部分で進んできておりますが、今現在は電気料、ガソリンについても、それは国が財政措置をしているからこのレベルだというような報道もございます。ただ、電気料についてはさらに値上げ申請を大手電力事業者がしているというような状況を鑑みますと、なかなかこの先見通しがつかないということで、町内の事業者も大変苦慮しているという状況を私は理解はしております。

ただ、そういった中でいわゆる今までやってきたような支援金、一時金、そういう支援だけでいいのかと。先々、いつになったら落ち着くか見通しがなくままに、ただその都度その都度、その年度その年度の一時金だけで対策しましたということが、果たして事業をこれから持続してもらうために効果的な施策であるのか、甚だ私も疑問に思っております。

いわゆるコロナも同じですが、先々が見えない部分での一時金支給、一時金支給ということの繰り返しでございますから、そういった手法はもうもっと別な手法でやっぱり国も県も考えていただければ、当町のような小規模な自治体の単独での対応だけではなかなか容易でないということを感じております。

ただ、国でも今の現状を憂い、それぞれ再度、どういう形になるか分かりませんが、交付金の交付も視野に入れて府県と国で協議を進めている状況はございます。そういった部分も情報収集しながら、国の施策、県の施策、さらに考え方によっては町でさらに財政の許す範囲の中で上乗せをするというようなことも考えていかなければならないのかなというふうに、私は今のところ思っております。

○議長 長 6番、横田正敏君。

○6番 そこなんですよ、町長。町長としてどういう判断をされるかなんだと私は思います。

先ほど同僚議員から、どのぐらい金山町に水力発電があつて、どのぐらいの世帯の電気を賄っているんだという話の中に30万世帯分だという話がありましたが、これだけの電気をここで起こしてほかに送っていると。只見川沿線の方々はダムがありますから、ダムがないときと比べまして、大雨のときは、今線状降水帯なんていうのがありますから、一時的に雨が降ると大変、本当に町民の方はびくびくされておるわけなんです。こんな思いまでして電気をほかに供給しているのであるならば、この電気料金の高騰、これに対して、大規模償却資産で普通1.4%の課税がかかっていますが、1.7%金山町はかけております。この差額の0.3%分、これを町民の皆様に電気料金高騰分として還元したらいかがですか、町長。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 今、横田議員から新たな提案を受けましたので、そういった部分、おっしゃられましたように固定資産税、標準税率でなくて金山町の場合は1.7%でずっと、これは電力施設が建設された当時からです。金山町として、多く取った分については、当初の頃は被保険者が多かったものですから、国保の財政に充てるんだというようなことで進んできたと聞いております。ただ、最近については国保被保険者も少なくなっておりますから、その部分のお金についてはいわゆる住民全般の福祉の向上に充当しているというような現状でございます。

今横田議員からおっしゃられました部分についても、それぞれ各種事業の中でそういった部分のお金をそのようなことに振り向けて、これから先々どうなるのかといった部分は、ここでやるともやらないとも言いきれませんので、研究をさせていただきたいというふうに思います。ただ、この電気料金高騰がこういった部分で落ち着いていくのか、見極めが大変難しいものですから、その辺はご理解い

ただいて、議員から今ほど新たに言われましたような0.3%分の財源を物価高騰、電気料金高騰の部分の支援に充てられないかという提案を受けましたので、それを私はしっかり受け止めてまいりたいと思います。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、事業承継のことですけれども、これ、大変難しい問題です。要するに、小規模事業者には債権もあれば債務もあるわけです。また、いろんな、子供がいたり、いない場合、様々な話があってなかなか進まないんです。

川口駅前、JR只見線再開して、大型バスが入ってくると狭いんです。そして、さらにもっと食べられるところがあったらいいなという観光客の方が結構いらっしゃるんです。ラーメンがもっと食べられればいいと思うんですけれども、そんな意味で、あそこがもうシャッター通りにならないように、せめて川口駅前の商店が活性化するように、事業継承でも何か方法があるかもしれません。あの駅前について、町長はどのような考えを持っていられっしゃるかお聞きします。

○議長 答弁、町長。

○町長 まず、川口駅前の問題ですが、いわゆる観光客が自由に利用できる広場が非常に狭いという部分が第1点。それから、議員おっしゃいましたように、川口駅で降りる観光客なり只見線の利用客がちょっとした休憩をする場所、気軽に休憩できる場所が不足しているという部分は私も感じております。

既存の商店の後継者問題、それから店舗の形態が店と事業所との併用住宅というような状況でございます。これが都市部のように店は店で独立したような部分ですと、空き店舗を借りて第三者、利用される方に提供できる、そういった部分について町で支援するというような組立てはできるかと思っておりますけれども、今現状の川口、下町の事業所の形態は店舗兼住宅というような状況なので、この部分についての利活用は、私はここに当たったわけではないんですが、一般的に見るところで非常に難しい部分があるのかなというふうに思っています。

やはりこれは、既存の事業を営んでいる方に少しでも、当町を訪れる人、町民はもとよりでございますが、利用しやすいような経営の仕方なども商工会等と相談しながら聞き取り調査するとか、そうでなければ、例えば事業をやりたい人がいれば譲ってもいいよというような人がいれば、そういった部分の人材を確保する、あるいは、確保したならば今度は事業が軌道に乗るまで支援をしていくとか、いろんな方法は考えられるわけですが、現状の部分ではなかなか大変だなという危機感を持っております。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 町長の認識をお聞かせいただいて、分かりました。

次に、職員の問題に行きます。

これ、全国ニュースに、今定例会の始まる前の日の3月9日にテレビでやっていたんですけれども、奈良市の職員の話なんです。市民に交付する予定のマイナンバーカードを盗んだ疑いで奈良市職員が逮捕されたと。警察の取調べに対して、仕事で困っているときに職場の人が誰も助けてくれず、その怒りから、職場の人たちが困ってしまえばいいと、そういった理由で犯罪を犯してしまったということなんですけれども、金山町役場は困っている職員がいたら助けてくれますか、町長。

○議長 答弁、町長。

○町長 それは、各課長を通じてそれぞれ各課内、係内、十分目配りするように申しておりますから、そのようなことはないようにこれまで推移してきたというふうに認識しております。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 昨日、同僚議員も職員の課題についての中で、退職理由について本音で話せる職場が大切だというふうに話されておりましたが、要するに、職員がこうやりたいと思っていること、あるいは、昔の時代と違って今はもう入ってきた人も考え方が違いますから、役場に入ってその職員が目指す方向性といったこと、気持ちであったり考え方、こういったことを誰に対してでも安心して発言できる状態、これを心理的安全性な状態と言うんですけれども、この心理的安全性。係長、俺はこう思っているんですけれども、こうやりたいんですけども、どうでしょうか。今この分野の仕事はこういう時代なんですよ。こんなことを気軽に誰にでも相談できる心理的安全性が高い職場は、離職率が低いんです。これは全国の統計で出ているんです。低いばかりでなく多様なアイデアをうまくリリースをしていて、職場が発展していくんです。

私は、これから金山町役場というものはこの心理的安全性が高い方向に向かってほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 答弁、町長。

○町長 横田議員おっしゃるとおりでございます。振り返ってみますと、私が町長に就任して以来、次の年からはコロナの関係で、感染症の部分で、非常に日常的な行動を町民も含めて制約されてきたと。そういった中で、職員同士のいわゆる一般事務を進める上でのコミュニケーションは取れるわけですが、そのほかの、具体的に、ざっくりばらんに申しますと飲み会だとか、あるいは互助団体である互助会の職員同士のコミュニケーションを図るレクリエーションとか、そういった部分がなかなかできてこなかったと。

そして、飲み会などについても制限を受けてきたという部分で、いわゆる仕事を離れてのコミュニケーションの場が失われてきたという部分、職員間の意思の疎通といった部分はできなかったというふうに私は感じております。

ただ、仕事をする中では、やはりコロナ禍の中で、今までやってきた事業をどういった部分で町民サービスをしていくかということは十分できるわけです。一般的によく町民から、役場に行ってもパソコンばかりにらんでいて、なかなか挨拶もしていただけないというような声も聞きます。それは、今の時代ですからパソコンなしでは仕事はできないわけではございますけれども、そういった町民に対する説明の問題も基本的に欠けた部分もあったんじゃないかと私は思います。

それと、あとは課、係内でのいわゆる事務事業、予算執行の管理、こういった分も含めて十分話し合いはできるわけです。そういった部分についても、やはり不足してきているのではないかというふうに私は感じております。いつも年度初めについてはしっかり、今般名称は改めましたけれども、金山町の総合計画をつくりましたので、それぞれ担当する部分について、これから10年先の部分でも事業を展開して、課題を解決して、方向性を出し合い、昨日の一般質問にもありましたけれども、人事評価とか、あと事業の評価とか、そういった部分もちょうときめ細かにやって、常に町民サービスの向上に向けての取組の気持ちをもって、現状の今までやってきた部分を踏襲するばかりでなくて、そういったこのままでいいのか、現状に合っているのかというような気持ちでもって、私は職員に仕事に励んでいただきたいというふうに思っています。

それについては課長、係長、課内、係内でのコミュニケーションが大事だから、コミュニケーションは十分これから取っていく必要がある。それで、やはり係長、課長についてはそれぞれ課、係の長でございますから、そういった目配り、気配り、心配りをしながら仕事に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

○議長 6番、横田正敏君。

○6番 もう一つ。町をよくしようと志を持った人なんです、みんな。みんな、私は仲間だと思います。

それで、今WBC、野球をやっていますけれども、試合前の円陣で、チェコ対日本のとき、ソフトバンクの甲斐選手が言っていました。今日、全力でプレーする中で失敗も起こるかもしれませんが、全員でカバーし合って助け合って戦い抜きましょうと。私、この言葉を聞いて大変感動しました。私なんかは消極的で、本会議でこんなことを言ったらどうかななんて悩んでもおりますと、我がリーダーである議長は、私が行動をためらっていると、助けないからやってみろと。議員控室では議場に入る前に、全議員、皆さんしっかり質問してください、お願いしますと。こういうふうに我々を鼓舞してくれます。

町長は役場庁舎の中にずっといらっしゃるのではなくて、やはり現場に行って、謙虚に現場の声を聞いて、そして役場に帰って、各課に出向いて、あれしろ、これしろと指示を出せばいいと思うんですけれども、町長、いかがですか。

○議長 答弁、町長。

○町 長 前段の現場に出向く部分については、十分心がけていきたいというふうに思います。ただ、後段のいろいろ、あれしろ、これしろといった部分、言いたいほうだというふうに私は思っていますが、それでは、いわゆる言われたことだけやっていたらいいというような気持ちになってもらっても私は困るという部分がありますから、非常に難しい部分がございます。むしろ横田議員が発言されましたように、こういったものをやりたいんだという職員の提案制度もございますから、そういった部分も利用してやっていただきたいというふうに思います。

ただ、私が現場へ出向くことについては、やっぱりコロナの関係に関連づけるわけではないんですが、そういった部分がありまして、なるべく暇があれば出歩きたいというふうに考えています。ようやくコロナも落ち着きましたので、それぞれ町内の状況等については福島県知事に負けないくらい現場に出向くような気持ちで、今後の町政執行に当たってまいりたいと思います。

なお、補足ではございますけれども、やはり職員にとって外の空気、そういった部分も必要ですので、新年度予算の中では職員の研修旅費なども盛り込んでおります。具体的なテーマを決めながら、そういった部分で職員もほかの町村の事業の進め方、まねごとではないんですが、どういった取組をしているか。今はパソコンでもって情報は取得ができるわけですが、ただやっぱり現場の生の声を聞きながら、現場を見ながら、新しい政策形成に取り組んでいただくようなことで予算措置をしていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番、横田正敏君。

○6 番 ぜひとももう一つ聞かなくちゃならない最後の質問があります。町長は、移住・定住対策に力を入れます。今、金山町は日本一の様々な実践をしていると思います。ただ、町長、これから考えてもらわなくちゃいけないのは、旧住民と移住者がもっとかみ合えないのかなと私思うんです。旧住民という言葉遣いも悪いかもしれないんですが、私も旧住民なんですけれども、新しくいらっしゃった方に、この人はどんなことをする人なのか、何をする人なのか、何で金山に来たんだろうと品定めをしてしまうんです。我々も移住者から学ぼうとする気持ちをもって、やはり移住者と旧住民との融合について、これ、町長、どう考えていらっしゃいますか。

○議 長 答弁、町長。

○町 長 それぞれ、空き家対策も含めて移住・定住施策をやっているわけですが、そういった部分で、担当課において地域の住民と十分コミュニケーションを取っていただけるかというような確認もしてもらっています。過去には、せっかく移住してきてもらっても、地域とのあつれきがあつてなかなかお互いなじめないというような状況も具体的にありましたので、非常に難しい問題ではございますけれども、千客万来でなくて、来てもらえば誰でもいいんでなくて、やっぱりその地域、

その地方、あとはその地域の生活習慣とかいろんな慣習があるわけですから、そういった部分を理解して移住・定住していただく。そういったことが大事でないかと思います。

ただ、移住・定住もいろいろなケースがあるかと思います。まるっきり金山と縁もゆかりもない方が来る場合と、あとは学校を卒業後都会のほうに出て、定年で引込む人もいらっしゃるわけです。そういった方についても、地域とうまくなじめていないというような話も聞いております。やはりその辺は、受け入れる側も移住・定住する人も十分コミュニケーションを取りながら、いざいろんなことが起こった場合は、それぞれ隣近所支え合いながら生活していかなければならない地域でございますので、移住・定住対策を進める場合についても、そういったことを担当課でよく希望者にお話をしながら、地域と協調して生活できるようなことで取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○議長 長 6番、横田正敏君。

○6番 今この担い手不足の話をしましたけれども、金福（カネフク）、大成功しています。これはやはり町全体で盛り上げる必要があると思うんです。私は、はっきり言います。福業の活性化が人材不足を解消します。今まで日本は終身雇用が当たり前だったんですけれども、そんなのは今ないし、集団の秩序を重んじる、こういったこともそんなになくなってきましたから、この福業が金山町を活性化させる。町長、どう思いますか、最後。

○議長 長 答弁、町長。

○町長 今までの雇用制度とは異なる大きな転換点に向かっていて、逆に終身雇用制度を今の若者世代は望んでいないんじゃないかという部分を感じております。ですから、奥会津かねやま福業協同組合の取組、これは大変いいことだと思います。

私は、地元に住んでいただいて、その組合に就職してもらうことをやっぱりもう一度考え直していただきたいという気持ちは持っています。ただ、いろんな働き方があることは重々承知しておりますので、そういった部分は大事にしながら取り組んでいきたい。とにかくここ金山に住んで、いろんな仕事に挑戦したいという人は大事にしていかなければならないというふうに考えておりますので、金山町に住みたいけれども仕事がないんだという部分については、積極的にそれぞれの事業所のあっせんなどもする必要があるというふうに考えております。それぞれ今いる町民を支えていただく人材の確保ということが一番大事でございますので、そういった部分で取り組んでまいります。

○議長 長 以上で6番議員の一般質問を終わります。